

平成 2 8 年 2 月 2 6 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 說 明 書
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第1回廿日市市議会議案説明書目次

報告第2号	専決処分事項の報告について	1
報告第3号	専決処分事項の報告について	3
議案第17号	職員の退職管理に関する条例	5
議案第18号	定年前に退職する意思を有する職員の募集及び 認定に関する条例	7
議案第19号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税 の不均一課税に関する条例	13
議案第20号	廿日市市産業振興基本条例	15
議案第21号	廿日市市消費生活センター条例	19
議案第22号	行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例	21
議案第23号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を 改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例	25
議案第25号	廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例の 一部を改正する条例	29
議案第26号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職 員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第27号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部を改正する条例	35
議案第28号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	37
議案第29号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	39
議案第30号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免 除に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第31号	廿日市市総合計画の策定手続に関する条例の一 部を改正する条例	45

議案第 3 2 号	廿日市市特別会計条例の一部を改正する条例	4 7
議案第 3 3 号	廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例	4 9
議案第 3 4 号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	5 1
議案第 3 5 号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5 3
議案第 3 6 号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5 7
議案第 3 7 号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	5 9
議案第 3 8 号	廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例	6 5
議案第 3 9 号	廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	6 7
議案第 4 0 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	6 9
議案第 4 1 号	廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例	7 3
議案第 4 2 号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	7 5
議案第 5 7 号	廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について	7 7
議案第 5 8 号	工事請負契約の締結について	7 9
議案第 5 9 号	過疎地域自立促進計画を定めることについて	8 1
議案第 6 0 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて	8 3
議案第 6 1 号	市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合	8 5

	併建設計画) の変更について	
議案第 6 2 号	市町村建設計画 (廿日市市・大野町合併建設計画) の変更について	…… 8 7
議案第 6 3 号	市町村建設計画 (廿日市市・宮島町合併建設計画) の変更について	…… 8 9
議案第 6 4 号	広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	…… 9 1
議案第 6 5 号	市道路線の認定及び廃止について	…… 9 3
議案第 6 6 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	…… 9 7
議案第 6 7 号	廿日市市監査委員の選任の同意について	…… 9 9
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	… 1 0 1

(報告第2号)

専決処分事項の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)

(児 童 課)

1 専決処分した理由

平成27年11月28日友和小学校のグラウンドで、友和児童会を利用していた児童が蹴ったボールが、同校のグラウンドに駐車していた普通乗用自動車のフロントガラスに当たり、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 136,460円

3 専決処分年月日

平成27年12月22日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(報告第3号)

専決処分事項の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)

(教育委員会)

1 専決処分した理由

平成27年11月7日 が、旧玖島小学校グラウンドに駐車していた普通乗用自動車を発進させたところ、校門外側に設置してある側溝のグレーチング蓋の一部が同側溝内に落ち込み、反対側が浮き上がった状態になっていたため、同車が接触し損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 228,766円

3 専決処分年月日

平成27年12月18日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(議案第17号)

職員の退職管理に関する条例

(人 事 課)

1 制定の理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律において地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、営利企業等に再就職した元職員による現職員への働きかけを規制するなど、職員の退職管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 再就職者による職員に対する働きかけの規制（第2条関係）

営利企業等へ再就職した者のうち、離職した日の5年前の日より前に、国の部課長級相当職として規則で定めるものに就いていた者は、離職後2年間は、職員に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に関して、働きかけを行ってはならない。

(2) 再就職者が営利企業等への地位に就いた場合の届出（第3条関係）

管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いていた者は、営利企業等の地位に就いた場合は、離職後2年間、再就職に関し規則で定める事項を届け出なければならない。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 根拠法令

地方公務員法

第38条の2

- ⑧ 地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた

地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。

第38条の6

- ② 地方公共団体は、第38条の2の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。

(議案第18号)

定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する
条例

(人 事 課)

1 制定の理由

職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図ることを目的として導入する早期退職募集制度に関して必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 募集の種類 (第2条関係)

市長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができるものとする。

ア 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

イ 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

(2) 募集に関する手続 (第3条関係)

ア 市長は、早期退職募集 (以下単に「募集」という。) を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる事項を記載した要項 (以下「募集実施要項」という。) を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(ア) 募集の種類別の別

(イ) 認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(ウ) 募集する人数

(エ) 募集の期間

(オ) 募集の対象となるべき職員の範囲

(カ) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

- (キ) 応募又は応募の取下げに係る手続
- (ク) 応募に対する認定、不認定に関する通知の予定時期
- (ケ) 募集する人数以上の一定数（以下「応募上限数」という。）の応募があった場合に募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び応募の上限数
- (コ) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- (カ) その他規則で定める事項

イ 市長は、募集実施要項に募集の対象となるべき職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数に募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、(1)イに掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

ウ 市長は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

エ 市長は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

オ 市長は、募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

カ 市長が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数に応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数に応募上限数に達した時点で募集の期間は満了することとする。

(3) 募集の期間が満了した場合の周知（第4条関係）

市長は、応募上限数に達したことにより募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(4) 応募又は応募の取下げ（第5条関係）

ア 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の

期間中いつでも応募し、退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(7) 広島県市町総合事務組合退職手当支給条例（以下「退職手当支給条例」という。）第2条第2項の規定により職員とみなされる者

(イ) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(ウ) (2)ア(イ)による退職すべき期日又は退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(エ) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。（5）イにおいて同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

イ 応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、市長は職員に対しこれらを強制してはならない。

(5) 認定等（第6条関係）

市長は、応募をした職員（以下「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下単に「認定」という。）をすることとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、市長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

ア 応募が募集実施要項又は(4)アに適合しない場合

イ 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者がイに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(6) 通知（第7条関係）

ア 市長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知することとする。

イ 市長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知することとする。

(7) 退職すべき期日の繰上げ等（第8条関係）

ア 市長は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた応募者（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

イ 市長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定め

た退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

(8) 認定の失効（第9条関係）

認定応募者が次のいずれかに該当するときは、当該認定応募者に係る認定は、その効力を失う。

ア 退職手当支給条例第12条第1項各号のいずれかに該当するとき。

イ 退職手当支給条例第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するとき。

ウ 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（ア及びイに掲げるときを除く。）。

エ 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

オ 応募を取り下げたとき。

(9) 公表（第10条関係）

市長は、この条例の規定による募集及び認定を行った場合は、当該募集に係る募集実施要項（(5)で定めた方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定応募者の数を公表しなければならない。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第19号)

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例

(税制収納課)

1 制定の理由

地域再生法の一部が改正されたことに伴い、同法に規定する地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において特定業務施設を新設し、又は増設した事業者について、固定資産税の不均一課税を行おうとするものである。

2 条例の内容

(1) 不均一課税

地域再生計画の公示日から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日の翌日から2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設し、又は増設したものについての当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に係る固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、次のとおりとする。

	税 率	
	東京の特別区から特定業務施設を移転して整備する事業	特定業務施設を整備する事業（東京の特別区から特定業務施設を移転して整備する事業を除く。）
初年度	100分の0.14	100分の0.14
第2年度	100分の0.35	100分の0.467
第3年度	100分の0.7	100分の0.933

(2) 不均一課税の申請

ア (1)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、申請書を市長に提出しなければならないものとする。

イ 市長は、アの申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査し、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(3) 虚偽の申請者等に対する措置

期限内に正当な理由がなく申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により申請をした者又は正当な理由がなく調査若しくは書類の提出を拒み、若しくは妨げた者に対しては、(1)の規定は適用しないものとする。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第6条

② 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(議案第20号)

廿日市市産業振興基本条例

(商工労政課)

1 制定の理由

地域経済の健全な発展を図り、もって市民が暮らしやすいまちづくりに資することを目的として、市の産業の振興に関する基本理念その他の基本となる事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 目的・定義（第1条及び第2条関係）

条例の目的及び条例における用語の意義について定める。

(2) 基本理念（第3条関係）

ア 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力を尊重すること並びに市、事業者、産業経済団体、産業支援機関、金融機関、大学、まちづくり活動団体及び市民等の多様な主体が相互に連携し、協働により推進することにより、事業者の活力が最大限に発揮され、持続的な地域社会の発展を図ることを旨として、行われなければならない。

イ 産業の振興は、基本理念に即し、次の事項を基本方針として推進するものとする。

(ア) 多様な産業特性及び地域特性を持つ第一次産業、第二次産業、第三次産業の連関を一層推進し、新たな経済循環の創出を図ること。

(イ) 地域に密着し、中小企業及び小規模企業の持続的な発展を図ること。

(ウ) 新たな価値を創出し、社会経済情勢の変化や市場の動向への即応を図ること。

(エ) 地域資源を積極的に活用し、新事業の創出を図ること。

(オ) 質の高い雇用を創出するとともに、市民の暮らしの基盤である

多様な就労機会の増大を図ること。

(3) 市の責務（第4条関係）

市の責務について定める。

(4) 役割（第5条、第6条及び第7条関係）

事業者、産業経済団体及び金融機関の役割について定める。

(5) 市民の理解と協力（第8条関係）

市民の理解と協力について定める。

(6) 廿日市市産業振興審議会（第9条関係）

産業の振興に関する市の施策の計画的な推進を図るため、廿日市市産業振興審議会を設置する。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

5 参照法令

(1) 中小企業基本法

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 小規模企業振興基本法

第7条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

② 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の

生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

(議案第21号)

廿日市市消費生活センター条例

(商工労政課)

1 制定の理由

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律において消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関して必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 消費生活センターの名称及び位置 (第2条関係)

ア 名称 廿日市市消費生活センター

イ 位置 廿日市市下平良一丁目11番1号

(2) 職員及び消費生活相談員の配置 (第3条及び第4条関係)

消費生活センターに従事する職員の配置及び研修機会の確保並びに消費生活相談員の資格について定める。

(3) 消費生活相談員の人材及び処遇の確保 (第5条関係)

消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保について定める。

(4) 事務の実施により得られた情報の安全管理 (第6条関係)

消費生活センターの事務の実施により得られた情報の適切な管理について定める。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 根拠法令

消費者安全法

第10条の2 都道府県及び前条第2項の施設又は機関を設置する市町村は、次に掲げる事項について条例で定めるものとする。

(1) 消費生活センター (前条第1項又は第2項の施設又は機関をいう。)

次項及び第47条第2項において同じ。)の組織及び運営に関する事項

- (2) 第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項
- (3) その他内閣府令で定める事項

(議案第 2 2 号)

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

総務課 人事課
税制収納課 財政課
農林水産課

1 提案の要旨

行政不服審査法の全部が改正され、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により関係法律が整備されたことなどに伴い、次のとおり関係条例の規定の整備を行おうとするものである。

条 例 名	整 備 の 内 容
廿日市市情報公開条例	審理員による審理手続を行わないこととするなど必要な規定の整備を行う。
廿日市市個人情報保護条例	
職員の給与に関する条例	法律番号を改め、引用条項を整理する。
廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	「不服申立て」を「審査請求」に改める。
廿日市市税条例	
固定資産評価審査委員会条例	審査の申出の手続に関し必要な事項を定める。
廿日市市手数料条例	提出書類等の写し等の交付に係る手数料について定める。
廿日市市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	「異議の申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「決定」を「裁決」に改めるなどの改正を行う。

2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

3 根拠法令

(1) 行政不服審査法

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第3節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を棄却する場合は、この限りでない。（以下略）

第38条

- ④ 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- ⑤ 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- ⑥ 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは「審査庁が」とする。

(2) 地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

(3) 地方税法

第432条

② 行政不服審査法第10条から第12条まで、第15条、第18条第1項ただし書及び第3項、第19条第2項（第3号及び第5号を除く。）及び第4項並びに第23条の規定は、前項の審査の申出の
手続について準用する。この場合において、同法第11条第2項中
「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」とい
う。）とあるのは「地方税法第432条第1項の審査の申出を受け
た固定資産評価審査委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法
第19条第2項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項
その他条例で定める事項」と読み替えるものとする。

第436条 この法律に規定するもののほか、固定資産評価審査委員
会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該
市町村の条例で定める。

(議案第23号)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律において地方公務員法の一部が改正され、条例で等級別基準職務表を定めることとされたこと、人事行政の運営等の状況の公表事項が見直されたことなどに伴い、次のとおり関係条例の規定の整備を行おうとするものである。

条 例 名	整 備 の 内 容
職員の旅費に関する条例	引用条項を整理する。
職員の特殊勤務手当に関する条例	
職員の勤務時間、休暇等に関する条例	
廿日市市立幼稚園の教育職員の給与等の特別措置に関する条例	
職員の給与に関する条例	給料表の等級ごとに基準となる職務を定めるとともに、必要な規定を整理する。
廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	人事行政の運営等の状況の報告事項について、「職員の人事評価の状況」、「職員の休業に関する状況」及び「職員の退職管理の状況」を追加し、「勤務成績の評定」を削除する。
一般職の任期付職員の採用等に関する条例	給料表の号給ごとに基準となる職務を定めるとともに、必要な規定

を整理する。

2 施行期日

平成28年4月1日

3 根拠法令

地方公務員法

第24条

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

第25条

③ 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

(2) 等級別基準職務表

⑤ 第3項第2号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

第58条の2 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

② 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

③ 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

(議案第25号)

廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(総務課)

1 提案の要旨

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の政務活動費の額を、月額2万円から月額3万円に改定しようとするものである。

2 施行期日

平成28年4月1日

3 根拠法令

地方自治法

第100条

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

(議案第26号)

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告を考慮し、職員の給料月額などの改定を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

職員の給料表を、人事院の勧告に準じて改定する。

イ 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(7)平成27年度	(4)平成28年度以降
6月	100分の75	100分の75	100分の80
12月	100分の75	100分の85	100分の80

ウ 再任用職員の勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(7)平成27年度	(4)平成28年度以降
6月	100分の35	100分の35	100分の37.5
12月	100分の35	100分の40	100分の37.5

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

特定任期付職員の給料月額を次のとおり改定する。

号給	現 行	改正案
	円	円
1	370,000	371,000
2	418,000	419,000
3	470,000	471,000
4	531,000	532,000
5	606,000	607,000
6	708,000	709,000

イ 期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア)平成27年度	(イ)平成28年度以降
6月	100分の155	100分の155	100分の157.5
12月	100分の155	100分の160	100分の157.5

3. 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(1)のイの(イ)、2の(1)のウの(イ)及び2の(2)のイの(イ)は、平成28年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)のア及び2の(2)のアは、平成27年4月1日から適用する。
- (3) 2の(1)のイの(ア)、2の(1)のウの(ア)及び2の(2)のイの(ア)は、平成27年12月1日から適用する。

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員

に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(議案第27号)

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

職員の給与に関する条例に準じて、企業職員の管理職員特別勤務手当の支給要件の改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合においては、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方公営企業法

第38条

③ 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

(議案第28号)

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

事務事業及び執行体制の見直し等により、条例で定める職員の定数を改めるとともに、当該定数に含まれる職員の範囲について見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の定数の改正

職員の定数を次のように改正する。

区 分	現 行	改正案	増 減
市長の事務部局の職員	817人	784人	△33人
議会の事務部局の職員	9人	9人	0人
教育委員会の事務部局 及び教育機関の職員	135人	81人	△54人
選挙管理委員会の事務 部局の職員	3人	3人	0人
監査委員の事務部局の 職員	4人	4人	0人
農業委員会の事務部局 の職員	3人	3人	0人
消防機関の職員	179人	179人	0人
水道事業の職員	32人	26人	△6人
合計	1,182人	1,089人	△93人

(2) 定数に含まれる職員の範囲の見直し

ア 市長の事務部局の職員について、社会福祉法第16条に規定する所員を含むものとして規定する。

イ 定数の外に置くことができる職員の範囲を次のように規定する。

(ア) 兼職又は併任の職員は、定数の外に置くことができる。

(イ) 定数の外に置くことができるものとしている職員が復職し、又は復帰した場合において、職員定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り当該定数の外に置くことができる。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第172条

③ 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

(2) 社会福祉法

第16条 所員の定数は、条例で定める。(以下略)

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第19条 前条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

第31条

③ 前2項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(議案第29号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するとともに、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の合議体の長が担う職責に鑑み、当該審査会の合議体の長について報酬等の額を定めるなどの改正をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア)平成27年度	(イ)平成28年度以降
6月	100分の197.5	100分の197.5	100分の202.5
12月	100分の212.5	100分の222.5	100分の217.5

(2) 介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の合議体の長の報酬額を次のとおり定める。

現 行		改 正 案	
区 分	報 酬	区 分	報 酬
委 員	1回につき 14,000円	合議体の長（あらかじめ指名する委員がその職務を代理する場合を含む。）	1回につき 16,000円
		委 員	1回につき 14,000円

- (3) 農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例で引用している規定の整理を行う。

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(1)の(イ)、2の(2)及び2の(3)は、平成28年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)の(ア)は、平成27年12月1日から適用する。

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員

に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 農業委員会等に関する法律

第35条

- ④ 第1項の規定による農業委員会の求めにより出頭した者に対しては、条例の定めるところにより、旅費を支給しなければならない。

(議案第30号)

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 改正の理由

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、同法の有効期限が平成32年度末まで延長されたことに伴い、固定資産税の課税免除の期限を延長しようとするものである。

2 改正の内容

固定資産税の課税免除の期限を次のとおり改める。

現 行	改 正 案
平成28年3月31日	平成33年3月31日

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

(議案第31号)

廿日市市総合計画の策定手続に関する条例の一部を改正する
条例

(経営政策課)

1 提案の要旨

総合計画の策定に関し、新たに基本計画（施策方針に限る。）の策定又は変更（軽微な変更を除く。）を議会の議決すべき事件に加えようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

第96条

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとする事が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(議案第32号)

廿日市市特別会計条例の一部を改正する条例

(財 政 課)

1 提案の要旨

包ヶ浦観光事業について、自然公園としての利用を主体とした施設運営や環境整備に取り組むことに伴い、包ヶ浦観光事業特別会計を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成28年4月1日

3 根拠法令

地方自治法

第209条

② 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

(議案第33号)

廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例

(簡易水道工務課)

1 提案の要旨

簡易水道事業計画の見直しにより、吉和簡易水道の給水人口及び1日最大給水量を次のとおり変更しようとするものである。

区 分	現 行	改 正 案
給 水 人 口	710人	610人
1日最大給水量	630立方メートル	620立方メートル

2 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

3 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第34号)

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例

(児 童 課)

1 提案の要旨

浅原保育園の廃止に伴い、同保育園の名称及び位置に係る規定を削除しようとするものである。

2 施行期日

平成28年4月1日

3 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第35号)

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高齢介護課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正され、地域密着型通所介護が創設されることに伴い、その事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 地域密着型通所介護の事業の基本方針について定める。
- (2) 地域密着型通所介護の事業の人員に関する基準
 - ア 従業員の員数について定める。
 - イ 管理者について定める。
- (3) 地域密着型通所介護の事業の設備に関する基準
 - ア 設備及び備品等について定める。
- (4) 地域密着型通所介護の事業の運営に関する基準
 - ア 心身の状況等の把握について定める。
 - イ 利用料等の受領について定める。
 - ウ 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針について定める。
 - エ 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針について定める。
 - オ 地域密着型通所介護計画の作成について定める。
 - カ 管理者の責務について定める。
 - キ 運営規程について定める。
 - ク 勤務体制の確保等について定める。
 - ケ 定員の遵守について定める。
 - コ 非常災害対策について定める。

- サ 衛生管理等について定める。
- シ 地域との連携等について定める。
- ス 事故発生時の対応について定める。
- セ 記録の整備について定める。

(5) 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

- ア 基本方針について定める。
- イ 従業員の員数について定める。
- ウ 管理者について定める。
- エ 利用定員について定める。
- オ 設備及び備品等について定める。
- カ 内容及び手続の説明及び同意について定める。
- キ 心身の状況等の把握について定める。
- ク 指定居宅介護支援事業者等との連携について定める。
- ケ 指定療養通所介護の具体的取扱方針について定める。
- コ 療養通所介護計画の作成について定める。
- サ 緊急時等の対応について定める。
- シ 管理者の責務について定める。
- ス 運営規程について定める。
- セ 緊急時対応医療機関について定める。
- ソ 安全・サービス提供管理委員会の設置について定める。
- タ 記録の整備について定める。
- チ 準用

(4)のイ、ウ及びクからスまでは、指定療養通所介護の事業について準用する。

(6) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- ② 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第36号)

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高齢介護課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護の地域との連携等に関する基準を定める。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- ② 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 37 号)

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の要旨

国民健康保険財政における国民健康保険税の負担割合の適正化を図るため、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率並びに減額に関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額（医療保険分）の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改める。

区 分		現 行	改 正 案
所得割の税率		100 分の 5.7	100 分の 6.1
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)		26,400 円	28,600 円
世帯別平等割額 (1 世帯につき)	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	22,400 円	23,300 円
	特定世帯	11,200 円	11,650 円
	特定継続世帯	16,800 円	17,475 円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改める。

区 分	現 行	改 正 案
所得割の税率	100 分の 1.6	100 分の 1.9

被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)		7,500 円	8,300 円
世帯別平等割額 (1 世帯につき)	特定世帯及び特 定継続世帯以外 の世帯	6,500 円	6,400 円
	特定世帯	3,250 円	3,200 円
	特定継続世帯	4,875 円	4,800 円

- (3) 国民健康保険の被保険者のうち、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改める。

区 分	現 行	改 正 案
所得割の税率	100 分の 1.4	100 分の 1.8
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)	9,500 円	9,400 円
世帯別平等割額 (1 世帯につき)	5,000 円	5,300 円

- (4) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額（医療保険分）の減額賦課について、減額する額を次のとおり改める。

ア 被保険者均等割額から減額する額（被保険者 1 人につき）

軽減所得基準額	現 行	改 正 案
330,000 円以下	18,480 円	20,020 円
330,000 円 + (260,000 円 × 世帯内の被保険者数及び特定同一世帯所属者数) 以下	13,200 円	14,300 円
330,000 円 + (470,000 円 × 世帯内の被保険者数及び特定同一世帯所属者数) 以下	5,280 円	5,720 円

イ 世帯別平等割額から減額する額（1世帯につき）

軽減所得基準額		現 行	改 正 案
330,000 円以下	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	15,680 円	16,310 円
	特定世帯	7,840 円	8,155 円
	特定継続世帯	11,760 円	12,233 円
330,000 円＋ (260,000 円×世帯内の被保険者数及び特定同一世帯所属者数) 以下	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	11,200 円	11,650 円
	特定世帯	5,600 円	5,825 円
	特定継続世帯	8,400 円	8,738 円
330,000 円＋ (470,000 円×世帯内の被保険者数及び特定同一世帯所属者数) 以下	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,480 円	4,660 円
	特定世帯	2,240 円	2,330 円
	特定継続世帯	3,360 円	3,495 円

- (5) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の減額賦課について、減額する額を次のとおり改める。

ア 被保険者均等割額から減額する額（被保険者1人につき）

軽減所得基準額	現 行	改 正 案
330,000 円以下	5,250 円	5,810 円
330,000 円＋(260,000 円×世帯内の被保険者数及び特定同一世帯所属者数) 以下	3,750 円	4,150 円

330,000円＋（470,000円×世帯内の被保険者数及び特定同一世帯所属者数）以下	1,500円	1,660円
---	--------	--------

イ 世帯別平等割額から減額する額（1世帯につき）

軽減所得基準額		現 行	改 正 案
330,000円以下	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,550円	4,480円
	特定世帯	2,275円	2,240円
	特定継続世帯	3,413円	3,360円
330,000円＋ （260,000円×世帯内の被保険者数及び特定同一世帯所属者数）以下	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,250円	3,200円
	特定世帯	1,625円	1,600円
	特定継続世帯	2,438円	2,400円
330,000円＋ （470,000円×世帯内の被保険者数及び特定同一世帯所属者数）以下	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,300円	1,280円
	特定世帯	650円	640円
	特定継続世帯	975円	960円

- (6) 国民健康保険の被保険者のうち、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護納付金課税額の減額賦課について、減額する額を次のとおり改める。

ア 被保険者均等割額から減額する額（被保険者1人につき）

軽減所得基準額	現 行	改 正 案
---------	-----	-------

330,000 円以下	6,650 円	6,580 円
330,000 円 + (260,000 円 × 世帯内の被保険者数及び特定同一世帯所属者数) 以下	4,750 円	4,700 円
330,000 円 + (470,000 円 × 世帯内の被保険者数及び特定同一世帯所属者数) 以下	1,900 円	1,880 円

イ 世帯別平等割額から減額する額 (1 世帯につき)

軽減所得基準額	現 行	改正案
330,000 円以下	3,500 円	3,710 円
330,000 円 + (260,000 円 × 世帯内の被保険者数及び特定同一世帯所属者数) 以下	2,500 円	2,650 円
330,000 円 + (470,000 円 × 世帯内の被保険者数及び特定同一世帯所属者数) 以下	1,000 円	1,060 円

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第38号)

廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の理由

少子高齢化が進展する中、子どもが医療を受けやすい環境整備を進めることで、本市における子育て支援の充実を図り、もって働き盛りの若い世代の定住を促進することを目的として、乳幼児医療費の支給対象者を拡大するとともに一部負担金について定めようとするものである。

2 改正の内容

次のとおり支給対象者の拡大を行い、一部負担金について定める。

区分	新規対象者	一部負担金
入院	小学1年生から中学3年生 (15歳到達年度末)まで	保険医療機関等ごとに 1日につき500円まで (月14日を限度)
通院	小学1年生から小学3年生 (9歳到達年度末)まで	保険医療機関等ごとに 1日につき500円まで (月4日を限度)

3 施行期日

平成28年8月1日

(議案第39号)

廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(都市計画課)

1 提案の要旨

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律において独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部が改正され、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所の統合により法人の名称が独立行政法人労働者健康安全機構に改称されることに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成28年4月1日

3 根拠法令

都市計画法

第58条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

(議案第40号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(建築指導課)

1 改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅建築等計画について認定基準が新たに定められることに伴い、住宅を増築し、又は改築しようとする場合の長期優良住宅建築等計画の認定事務に係る手数料の額を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が制定されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務等に係る手数料の額を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合の長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の額を次のとおり定める。

ア 認定に係る手数料の額

次の(ア)と(イ)の額を合算した額

(ア) 耐震性の基準に係る審査

戸建て住宅 2万6,000円

共同住宅等 延べ面積に応じて2万6,000円から255万

1,000円までの範囲内で定める額

(イ) 耐震性以外の基準に係る審査

戸建て住宅 4万7,000円

共同住宅等 住戸数に応じて4万7,000円から294万

2,000円までの範囲内で定める額

イ 適合審査を受けた場合の認定に係る手数料の額

戸建て住宅 9,800円

共同住宅等 住戸数に応じて9,800円から35万1,000円までの

範囲内で定める額

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額を次のとおり定める。

ア 戸建て住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額

戸建て住宅 3万7,000円（誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円）

共同住宅等 住戸数に応じて3万7,000円から30万6,000円までの範囲内で定める額（誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円から8万7,000円までの範囲内で定める額）

イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額

床面積の合計面積に応じて7万5,000円から30万6,000円までの範囲内で定める額（誘導基準適合図書を提出する場合は、1万円から8万7,000円までの範囲内で定める額）

ウ 住宅部分を有しない建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額

床面積の合計面積に応じて24万8,000円から95万1,000円までの範囲内で定める額（誘導基準適合図書を提出する場合は1万円から21万9,000円までの範囲内で定める額、モデル建築物誘導基準に適合している場合は9万4,000円から47万4,000円までの範囲内で定める額）

エ 複合建築物の住戸及び非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額

2の(2)のアに定める額に2の(2)のウに定める額を加えた額

オ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額

2の(2)のイに定める額に2の(2)のウに定める額を加えた額

カ 建築基準関係規定に係る審査を併せて申し出る場合の手数料の額
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額に建築基準関係規定に係る審査に係る手数料の額を加えた額

(3) 建築物のエネルギー消費性能の認定に係る手数料の額を次のとおり定める。

ア 戸建て住宅又は共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額

戸建て住宅 3万7,000円（消費性能基準適合図書等を提出する場合は5,100円、仕様基準に適合している場合は1万8,000円）

共同住宅等 床面積の合計面積に応じて7万5,000円から30万6,000円までの範囲内で定める額（消費性能基準適合図書等を提出する場合は1万円から8万7,000円までの範囲内で定める額、仕様基準に適合している場合は3万5,000円から17万円までの範囲内で定める額）

イ 住宅部分を有しない建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額

床面積の合計面積に応じて24万8,000円から95万1,000円までの範囲内で定める額（消費性能基準適合図書等を提出する場合は1万円から21万9,000円までの範囲内で定める額、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は9万4,000円から47万4,000円までの範囲内で定める額）

ウ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額

2の(3)のアに定める額に2の(3)のイに定める額を加えた額

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(議案第 4 1 号)

廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

1 改正の理由

大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校の整備に伴い、大野西小学校運動場及び大野中学校柔剣道場の使用料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

大野西小学校及び大野中学校の施設使用料の額を次のとおり定める。

区 分	使 用 料
大野西小学校運動場	1 時間につき 4 0 0 円
大野中学校柔剣道場	1 時間につき 2 9 0 円

3 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第42号)

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、同省令の制定当初想定していなかった設備及び器具に係る離隔距離の基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

2 改正内容

- (1) ガスグリドル付こんろの離隔距離を追加し、ドロップイン式こんろという表現を組込型こんろに改める。
- (2) 最大入力値が5.8キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器の離隔距離を追加し、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器の項に統合する。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 根拠法令

消防法

第9条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

(議案第 57 号)

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務
委託に関する協議について

(総務課)

1 提案の要旨

行政不服審査法の全部が改正され、公正性の向上を図ることを目的として第三者機関への諮問手続が新設されることに伴い、行政不服審査会事務を広島県に委託することに関し、同県と協議しようとするものである。

2 事務委託に関する規約の内容

(1) 委託事務の範囲

行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（廿日市市情報公開条例及び廿日市市個人情報保護条例に基づく処分に係るものを除く。）

(2) 委託事務に要する経費

委託事務の管理及び執行に要する経費は、廿日市市の負担とする。

(3) 手数料の収入

委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、全て広島県の収入とする。

(4) 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 252 条の 2 の 2

③ 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。（以下略）

第 252 条の 14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当

該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- ③ 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(議案第58号)

工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島町779番地2において施工する宮島小中一貫校屋内運動場改築工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 建築主体工事

屋内運動場

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

2階建て

延べ面積 1,221.62平方メートル

仮設屋内運動場

延べ面積 343.18平方メートル

(2) 請負金額 646,380,000円

(3) 請負者 廿日市市桜尾二丁目8番3号

占部建設工業株式会社広島支店

取締役支店長 川本定則

(4) 工期 議決の日の翌日から

平成29年12月25日まで

3 根拠法令

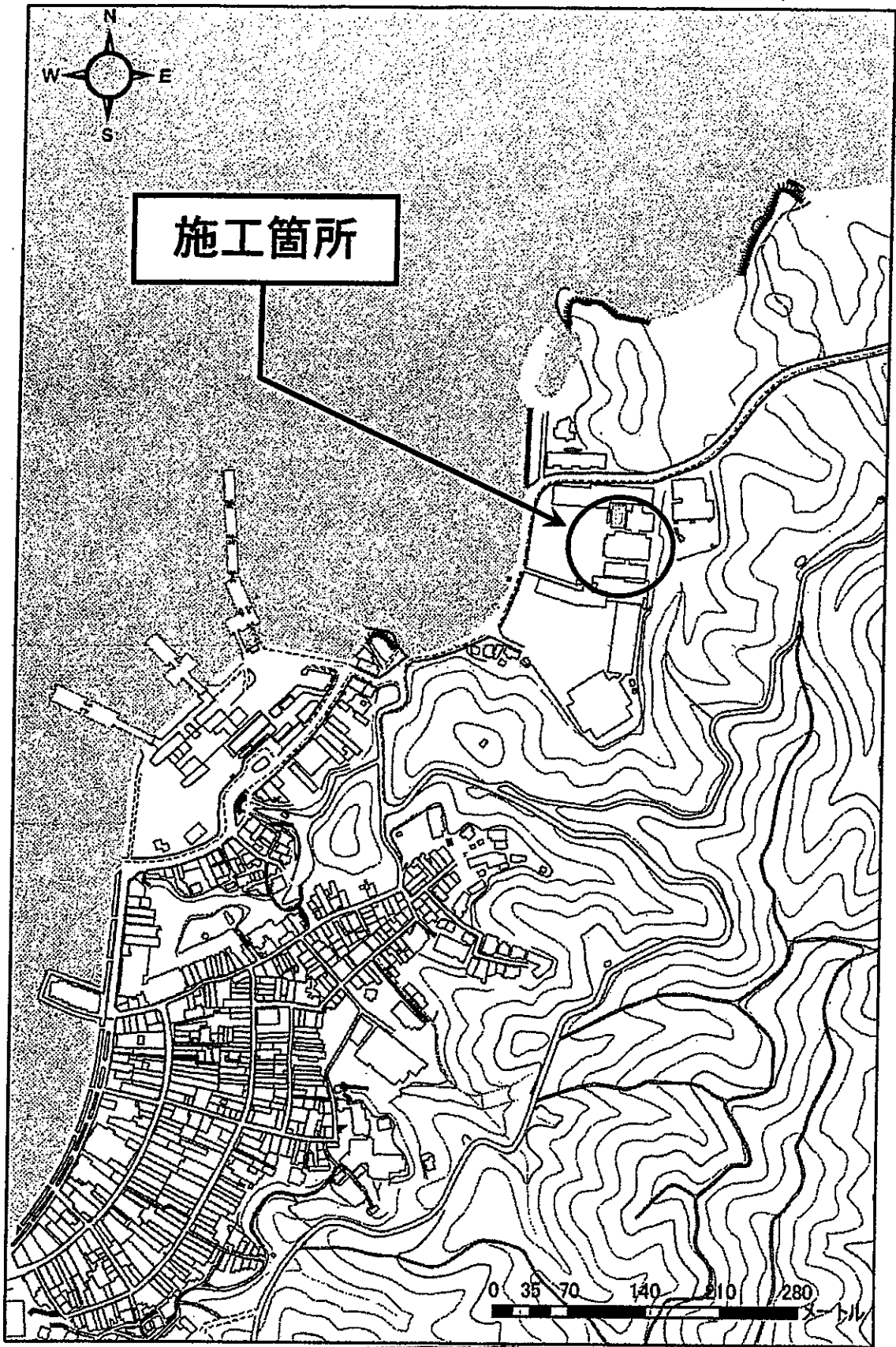
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号

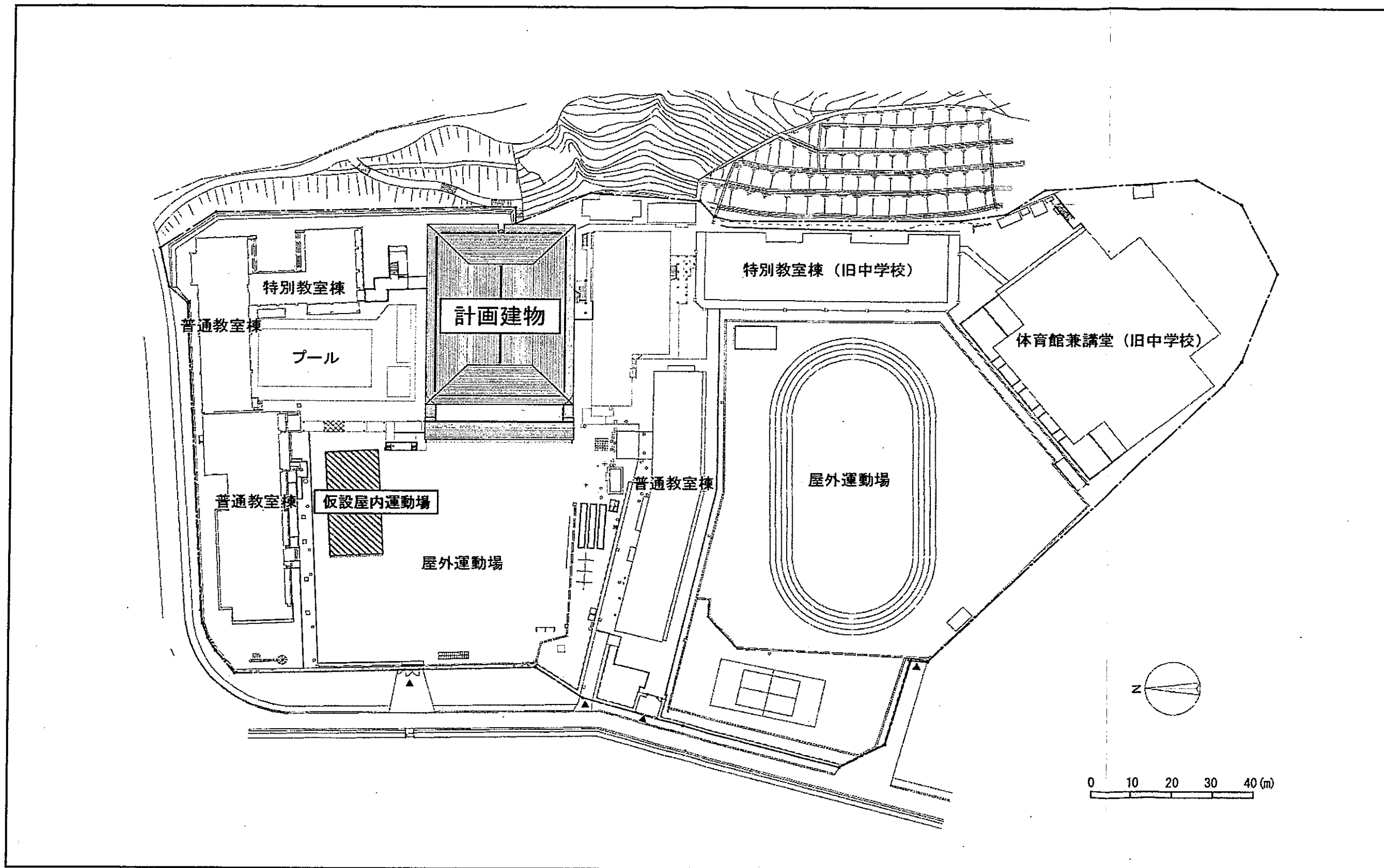
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1

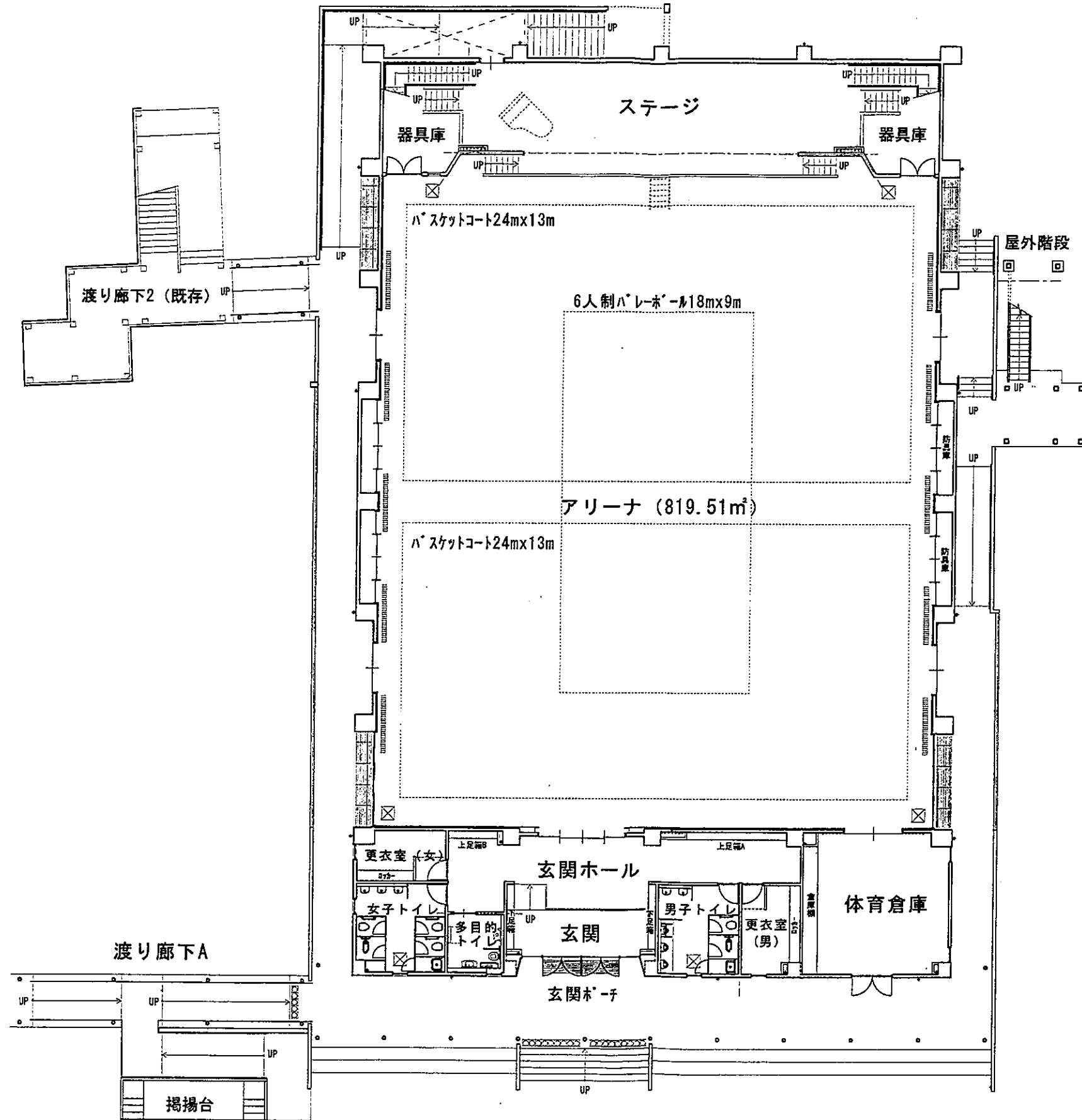
億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

宮島小中一貫校屋内運動場改築工事 位置図

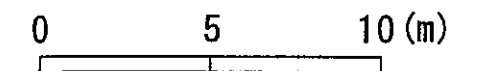


配置図

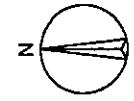
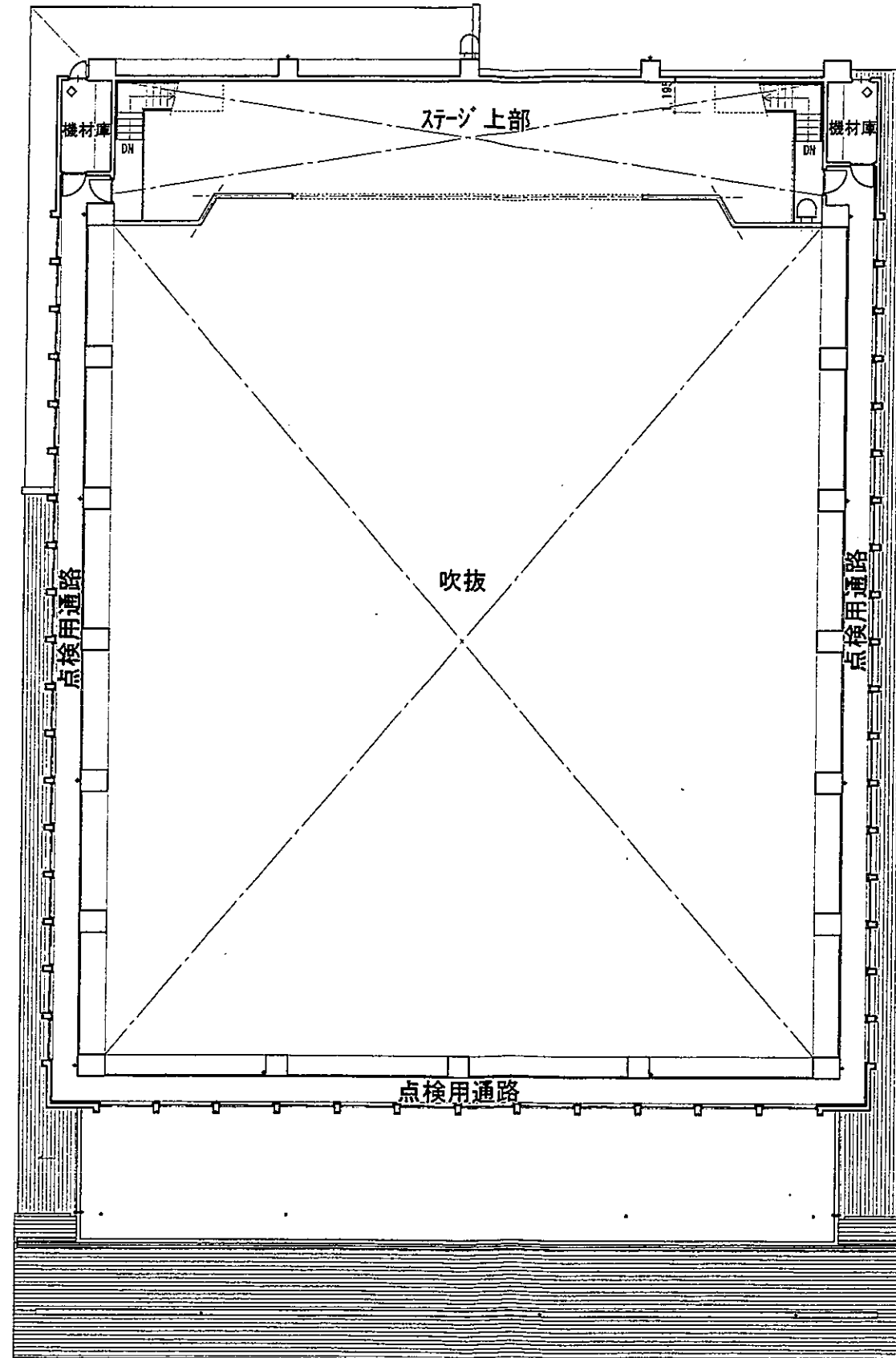




1階平面図



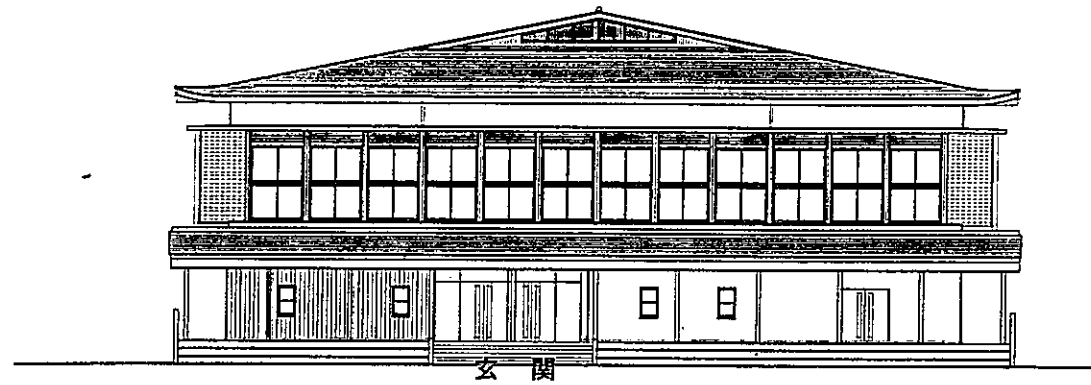
工事名	宮島小中一貫校屋内運動場改築工事
図面名	1階平面図



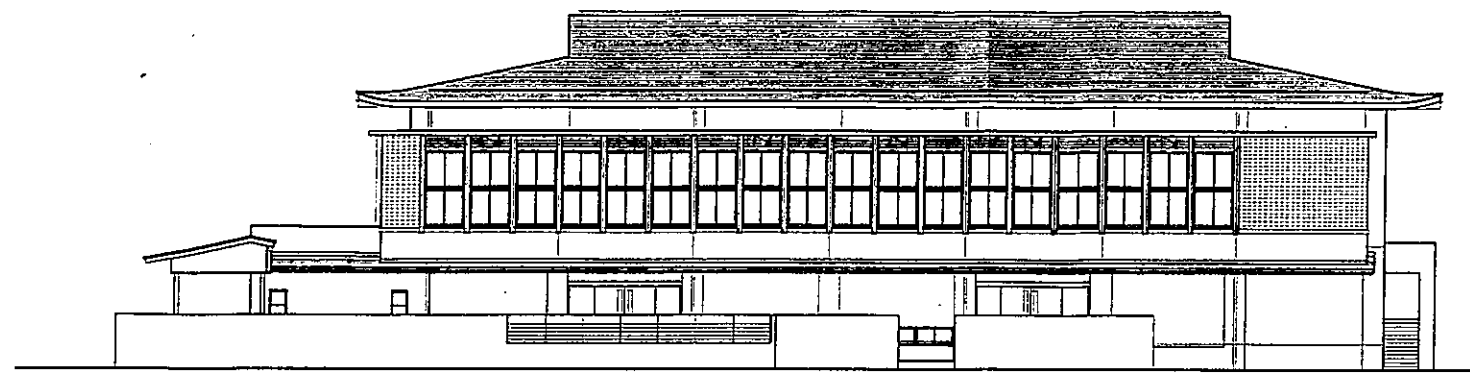
0 5 10(m)

2階平面図

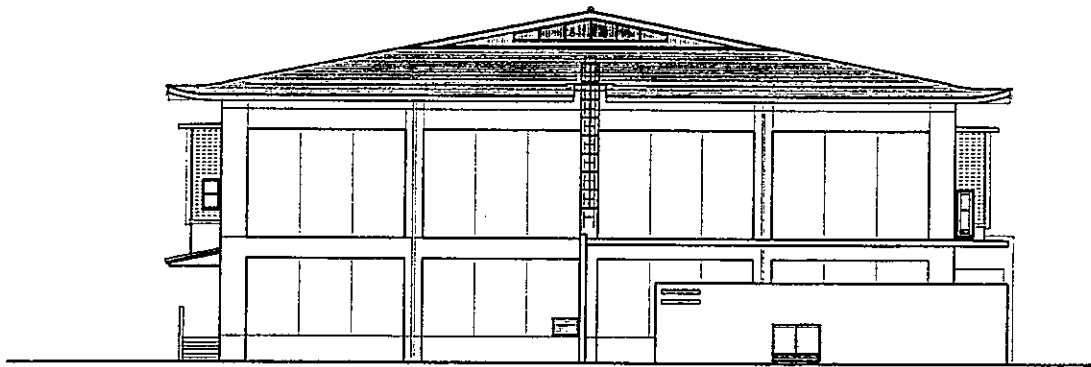
工事名	宮島小中一貫校屋内運動場改築工事
図面名	2階平面図



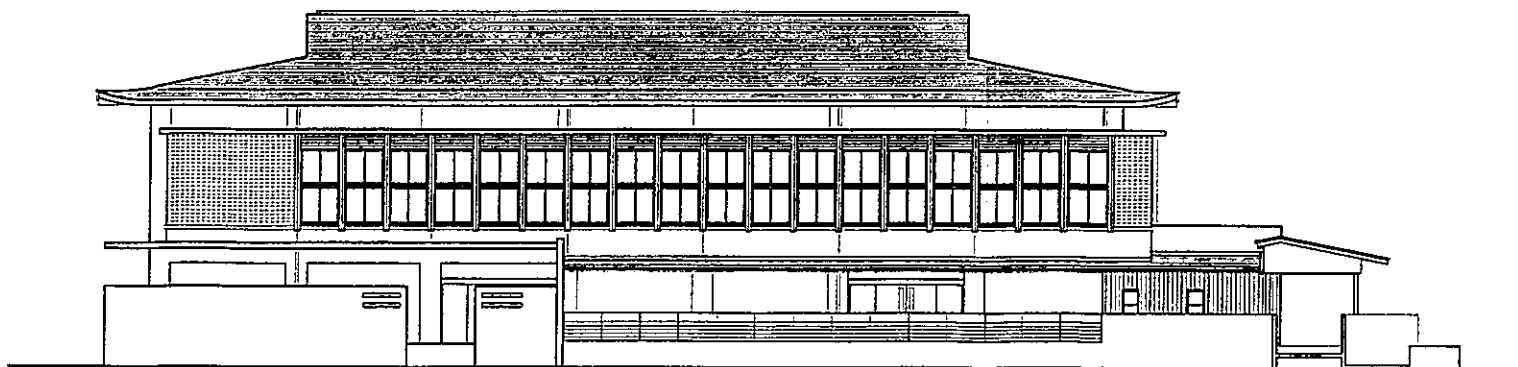
西立面図



南立面図



東立面図



北立面図

工事名 宮島小中一貫校屋内運動場改築工事
図面名 立面図

(議案第 59 号)

過疎地域自立促進計画を定めることについて

(経営政策課)

1 提案の要旨

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、同法の有効期限が平成 32 年度末まで延長されたことに伴い、引き続き吉和地域及び宮島地域に係る過疎地域自立促進計画を定めようとするものである。

2 過疎地域自立促進計画の内容

(1) 基本的な事項

ア 地域の概況

自然的条件、歴史的条件及び社会経済的条件の概況並びに過疎の状況を明らかにする。

イ 人口及び産業の推移と動向

人口及び産業の推移と動向を明らかにする。

ウ 行財政の状況

行財政及び施設整備水準の現況を明らかにする。

エ 地域の自立促進の基本方針

自立促進の基本的方向、主要施策及び地域特性に応じたまちづくりの推進を明らかにする。

オ 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。

(2) 自立促進施策

次の事項に関し、吉和地域及び宮島地域における現況と問題点を明らかにし、その対策及び計画をそれぞれ定める。

ア 産業の振興に関する事項

イ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に関する事項

ウ 生活環境の整備に関する事項

エ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

- オ 医療の確保に関する事項
- カ 教育の振興に関する事項
- キ 地域文化の振興等に関する事項
- ク 集落の整備に関する事項
- ケ その他地域の自立促進に関し必要な事項

3 根拠法令

過疎地域自立促進特別措置法

第6条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

(議案第60号)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

(経営政策課)

1 提案の要旨

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律で規定する辺地に該当する四和辺地（虫所山・飯山・中道・栗栖）において、同法により公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めようとするものである。

2 総合整備計画の内容

(1) 辺地の概況

ア 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市虫所山・飯山・中道・栗栖

イ 地区の中心の位置 廿日市市栗栖126番地2

(2) 公共的施設の整備計画

ア 計画期間 平成28年度から平成32年度までの5年間

イ 整備施設及び事業費

(単位：千円)

施設名	事業費	辺地対策事業債の 予定額
産業振興施設 (農道・林道)	387,000	200,300
厚生施設等 (飲用水供給施設)	263,000	2,200
合計	650,000	202,500

3 根拠法令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設を整備をしようとする市町村は、

当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

(議案第 6 1 号)

市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）
の変更について

(経営政策課)

1 変更の理由

平成 2 4 年度に 3 年の期間延長を行った市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）の期間を更に 2 年延長し、引き続き当該計画に係る事業を実施するため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 計画の期間を 2 年延長し、平成 29 (2017) 年度までとする。
- (2) 財政計画の期間を 2 年延長し、平成 29 (2017) 年度までとする。

3 根拠法令

市町村の合併の特例に関する法律

第 5 条

- ⑦ 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

(議案第62号)

市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）の変更について

(経営政策課)

1 変更の理由

市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）の期間を5年延長し、引き続き当該計画に係る事業を実施するため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 計画の期間を5年延長し、平成32（2020）年度までとする。
- (2) 財政計画の期間を5年延長し、平成32（2020）年度までとする。
- (3) 大野庁舎の整備方針を改修から建て替えに改める。
- (4) その他必要な字句等の整理を行う。

3 根拠法令

市町村の合併の特例に関する法律

第5条

- ⑦ 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

(議案第63号)

市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）の変更について

(経営政策課)

1 変更の理由

市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）の期間を5年延長し、引き続き当該計画に係る事業を実施するため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 計画の期間を5年延長し、平成32（2020）年度までとする。
- (2) 財政計画の期間を5年延長し、平成32（2020）年度までとする。
- (3) 旧宮島庁舎の整備方針を改修から建て替えに改める。

3 根拠法令

市町村の合併の特例に関する法律

第5条

- ⑦ 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

(議案第64号)

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
締結に関する協議について

(経営政策課)

1 提案の要旨

広島広域都市圏を形成することにより、圏域の経済を活性化し、自律的で持続的な発展を図るため、連携中枢都市である広島市と連携協約を締結することに関し、同市と協議しようとするものである。

2 連携協約の内容

- (1) 目的
- (2) 基本方針
- (3) 連携を図る取組及び役割分担
- (4) 広島広域都市圏発展ビジョン
- (5) 連絡会議
- (6) 連携協約の変更及び廃止

3 根拠法令

地方自治法

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

- ③ 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第65号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1. 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

寄附を受けた新設道路などを、次のとおり市道路線に認定する。

認定する路線		認定の理由
番号	路線名	
1359	地御前宮内 3号支線	寄附を受けた新設道路を市道とするため
1408	第13郡塚線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
1409	阿品2号路線 2号支線	
2217	道秀原支線	寄附を受けた既設道路を市道とするため
2218	友田広原山線	生活道の形態を呈している道路を市道とするため
3050	旧吉和戸河内線	移管を受ける県道を市道とするため
4062	早時4号線	寄附を受けた新設道路を市道とするため
4621	尾立6号線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
4652	上更地6号線	

4655	対巖山33号線	寄附を受けた新設道路を市道とするため
4656	土井8号線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線を次のとおり廃止する。

廃止する路線		廃止の理由
番号	路線名	
1359	地御前宮内 3号支線	新たな市道路線の認定に伴い、 路線が重複することとなるため
4062	早時4号線	
4621	尾立6号線	
4652	上更地6号線	

2 根拠法令

道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

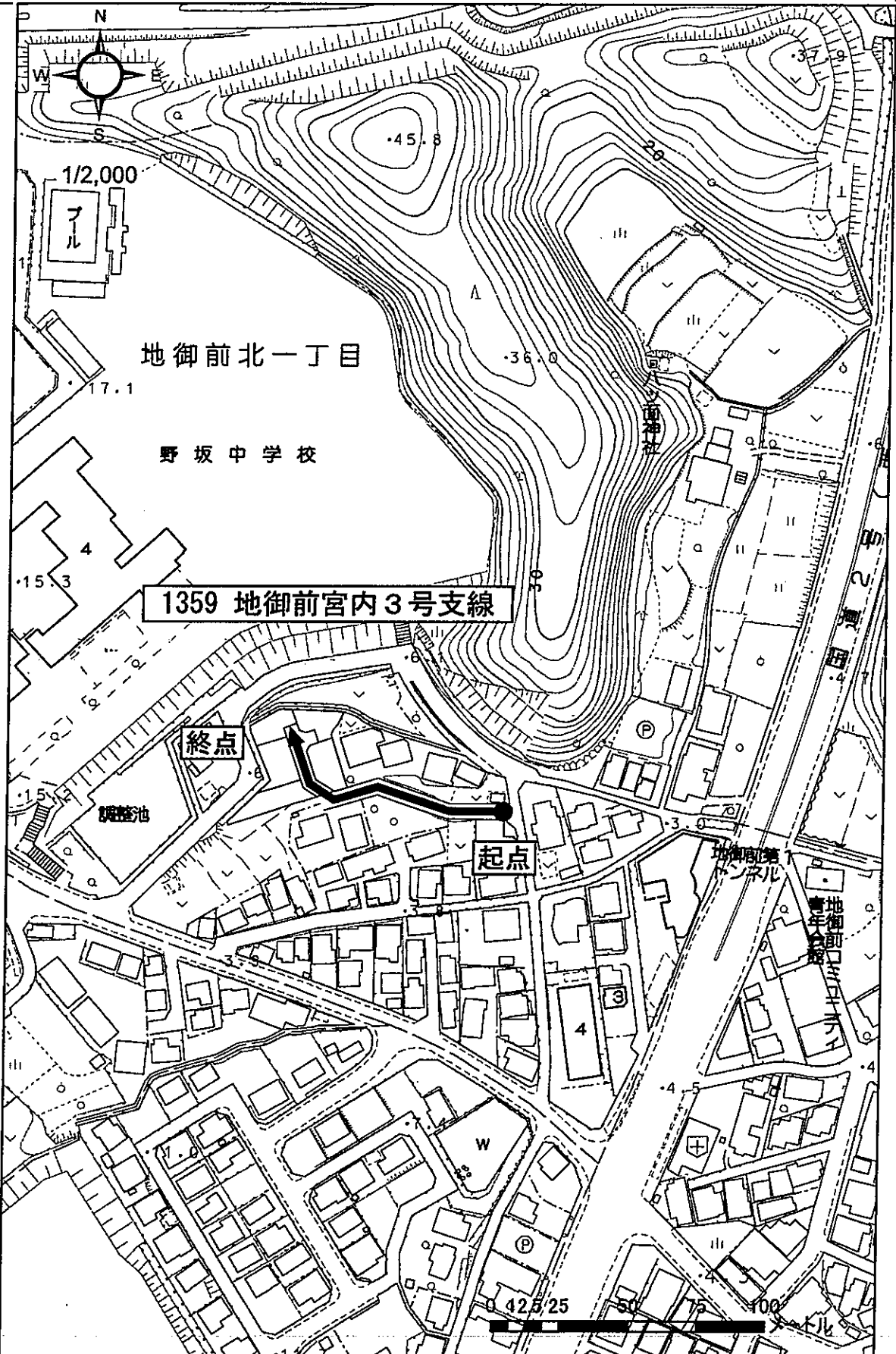
② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

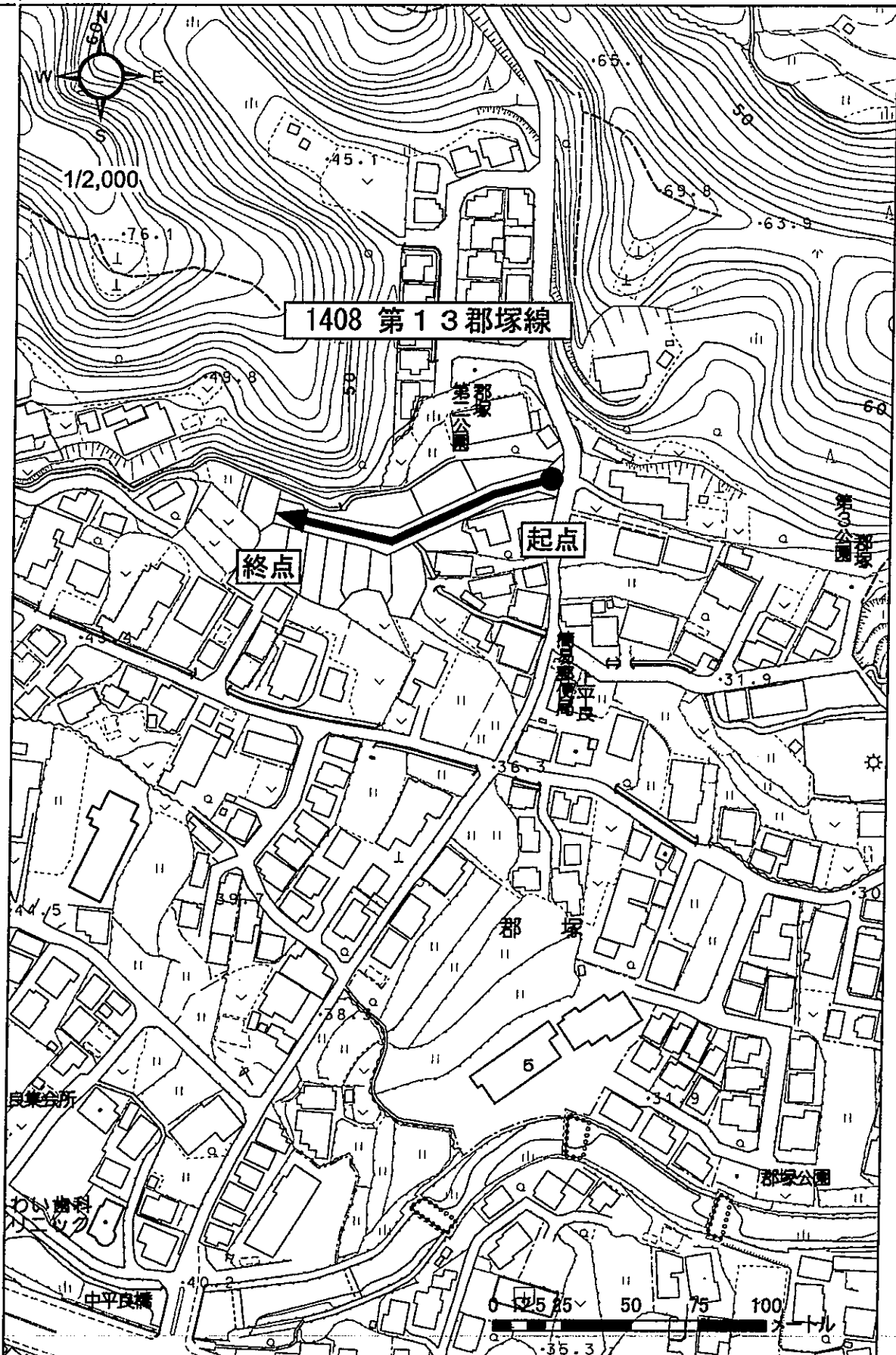
③ 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項

まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は
変更について、それぞれ準用する。

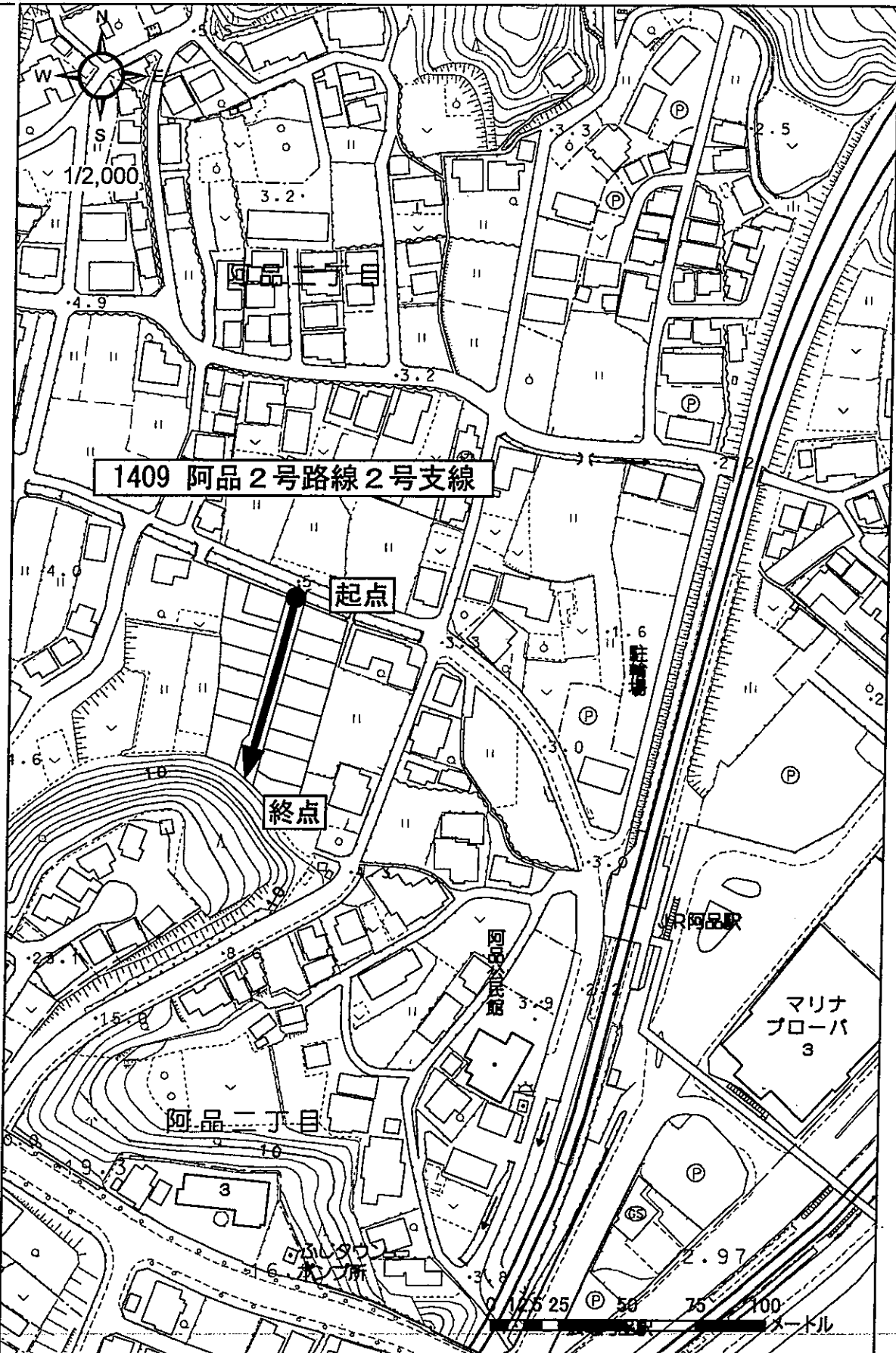
認定路線図 1



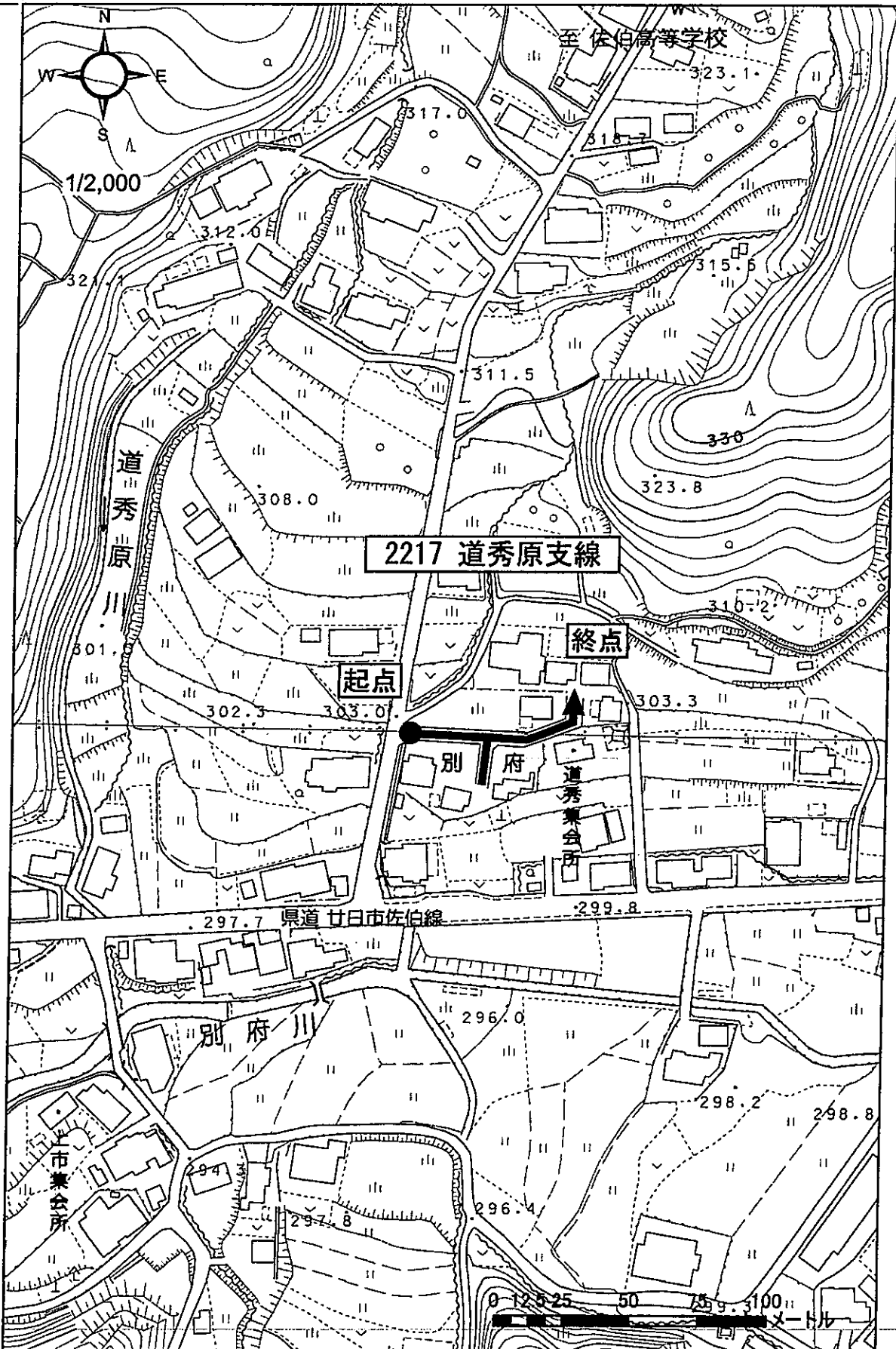
認定路線図 2



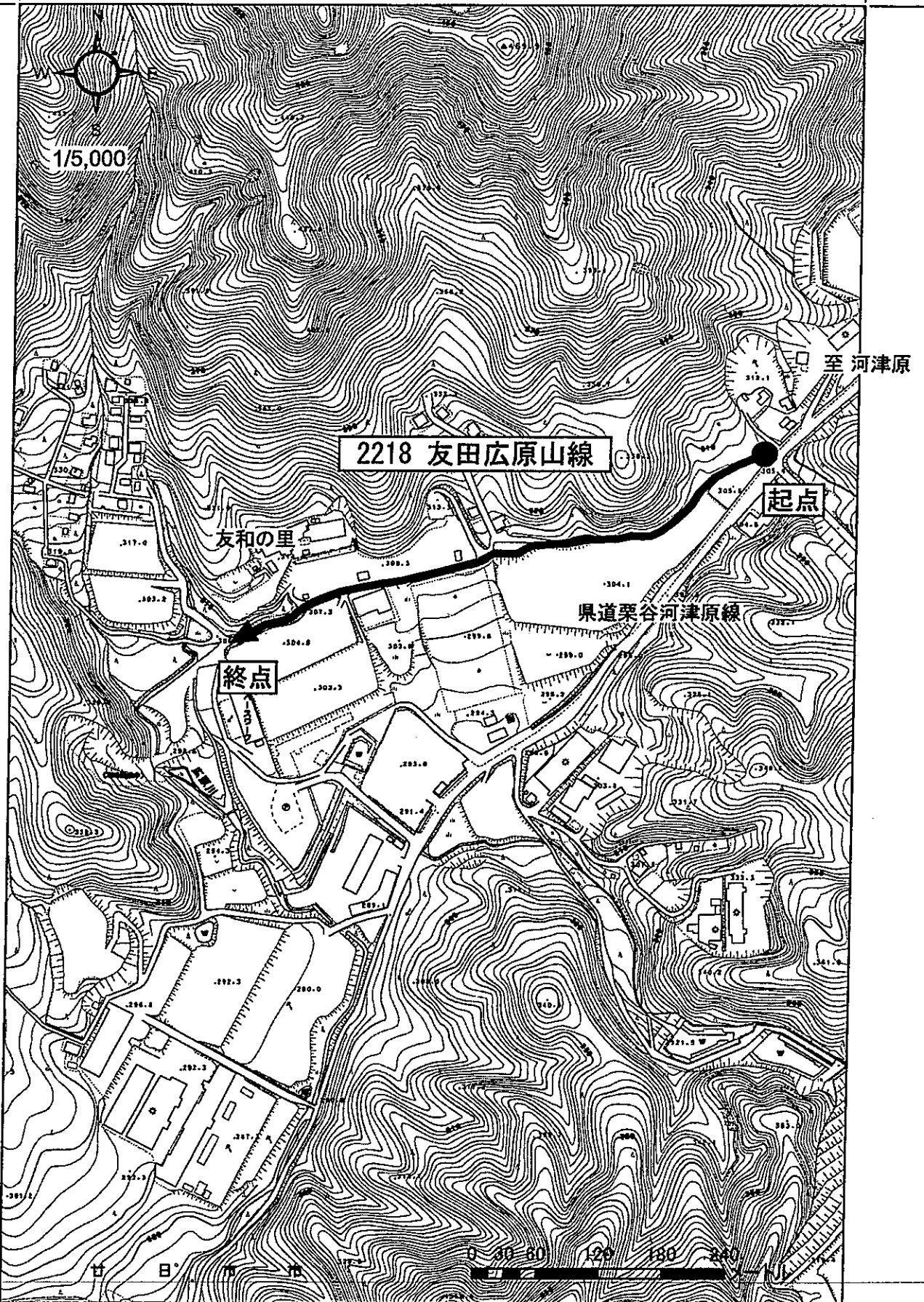
認定路線図 3



認定路線図 4

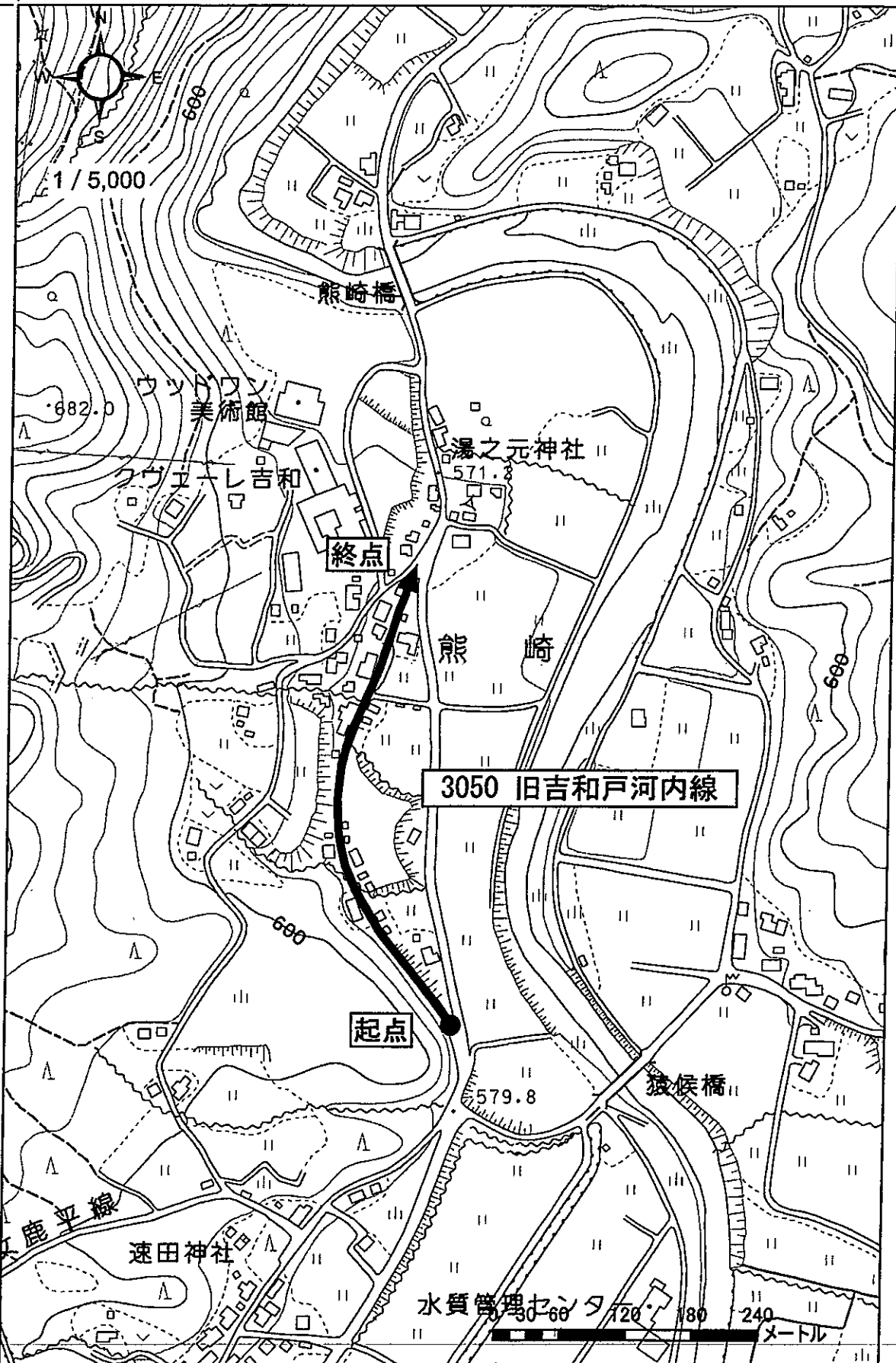


認定路線図 5

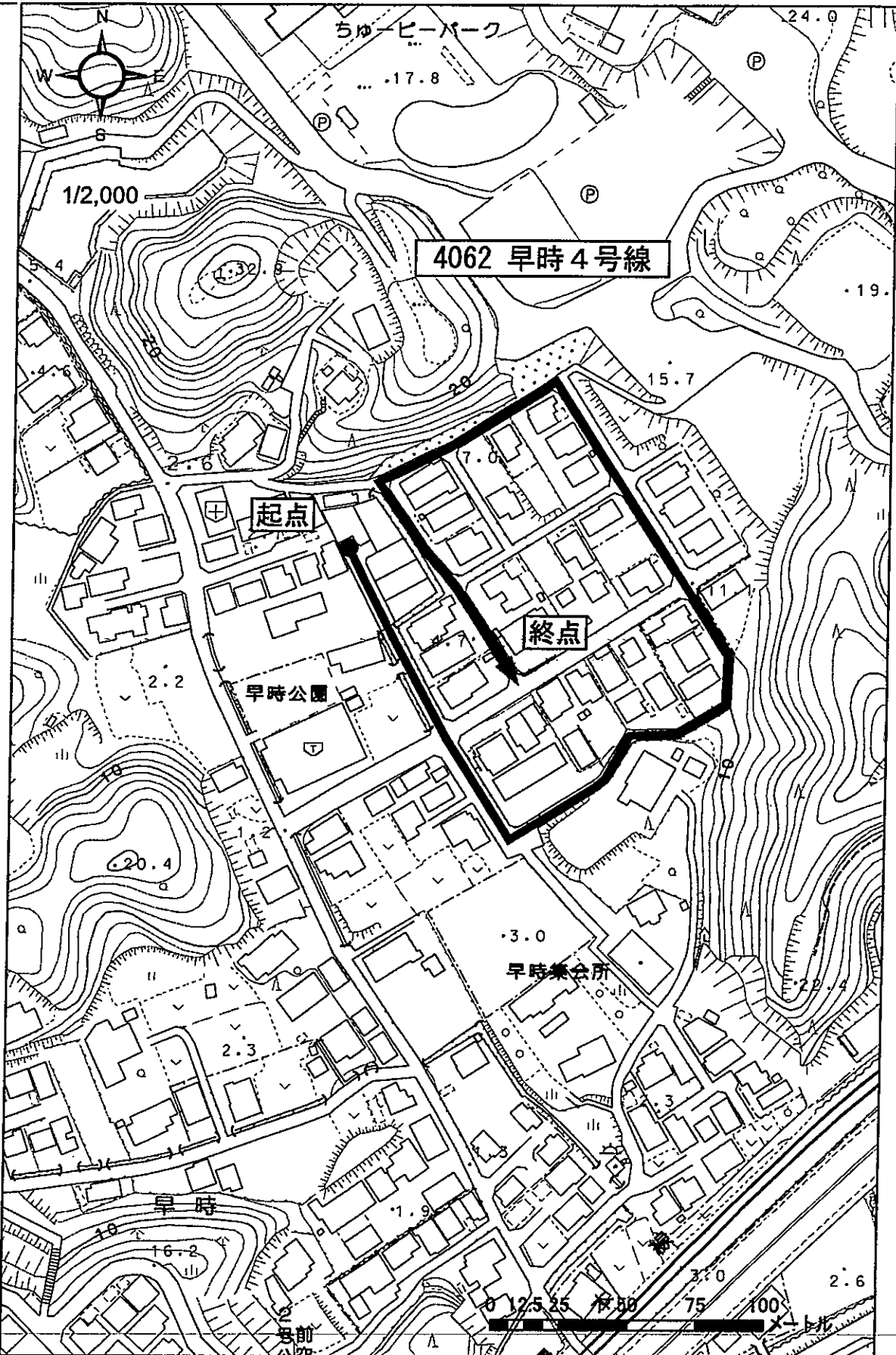


至栗谷

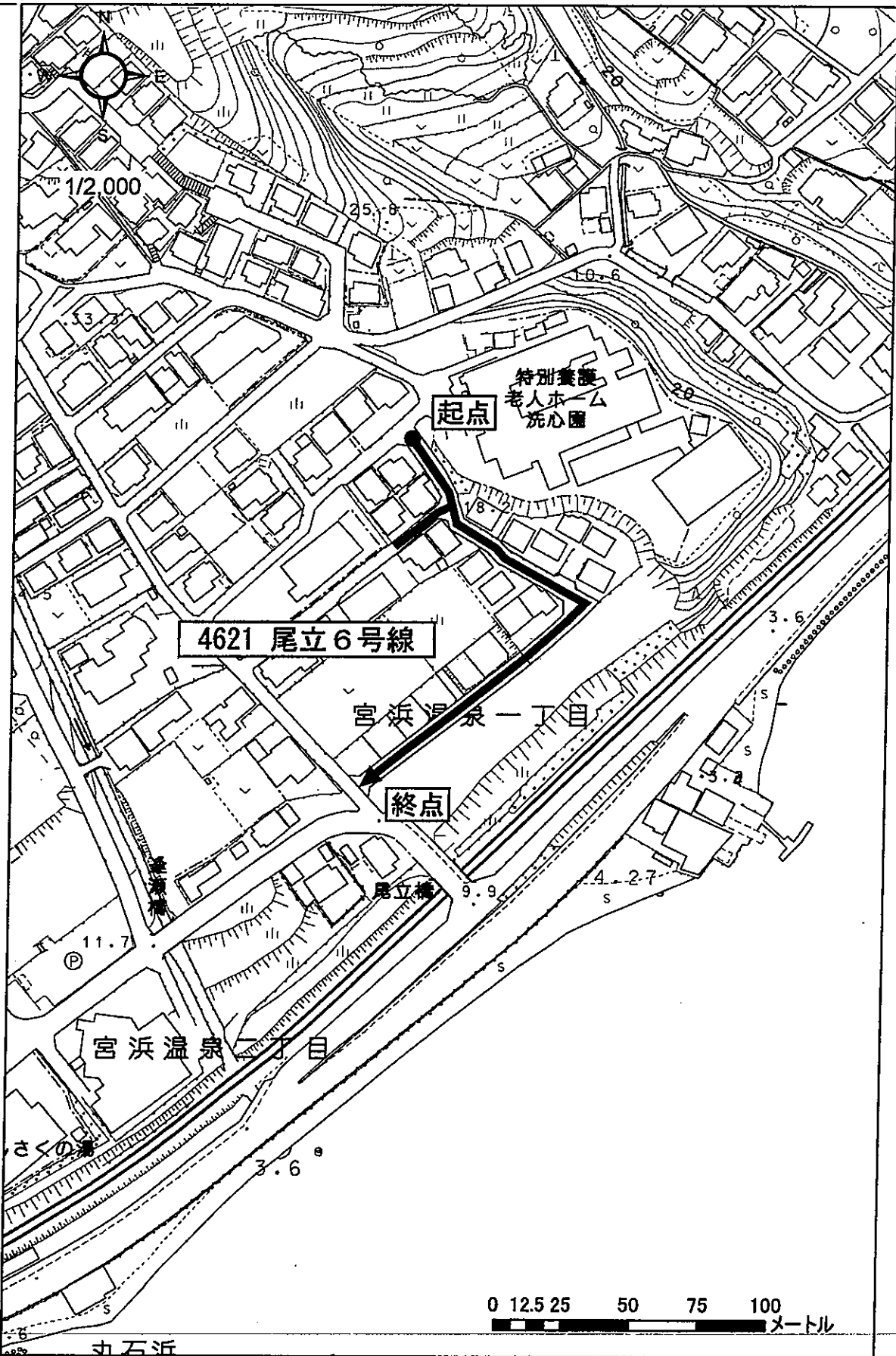
認定路線図 6



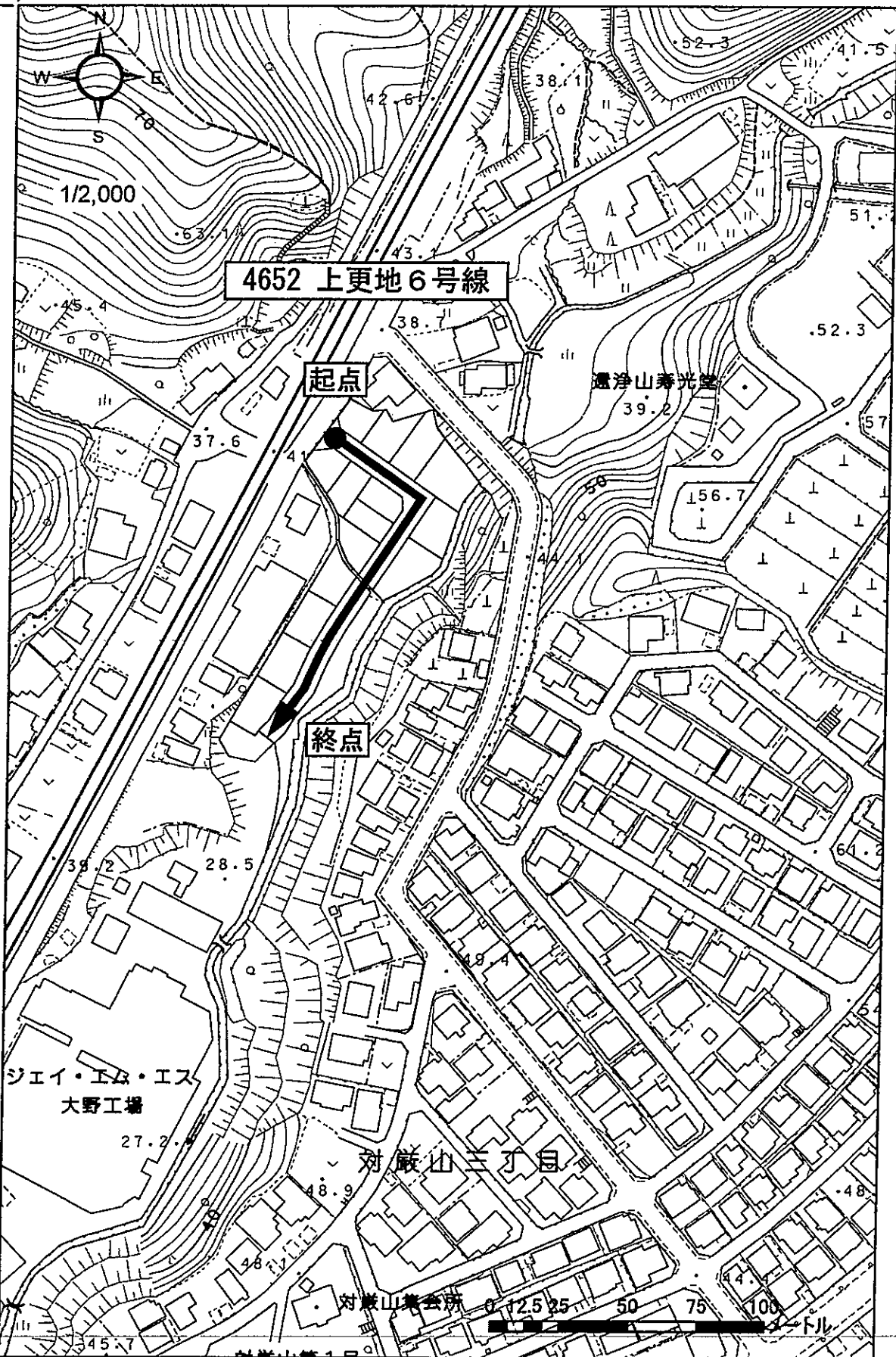
認定路線図 7



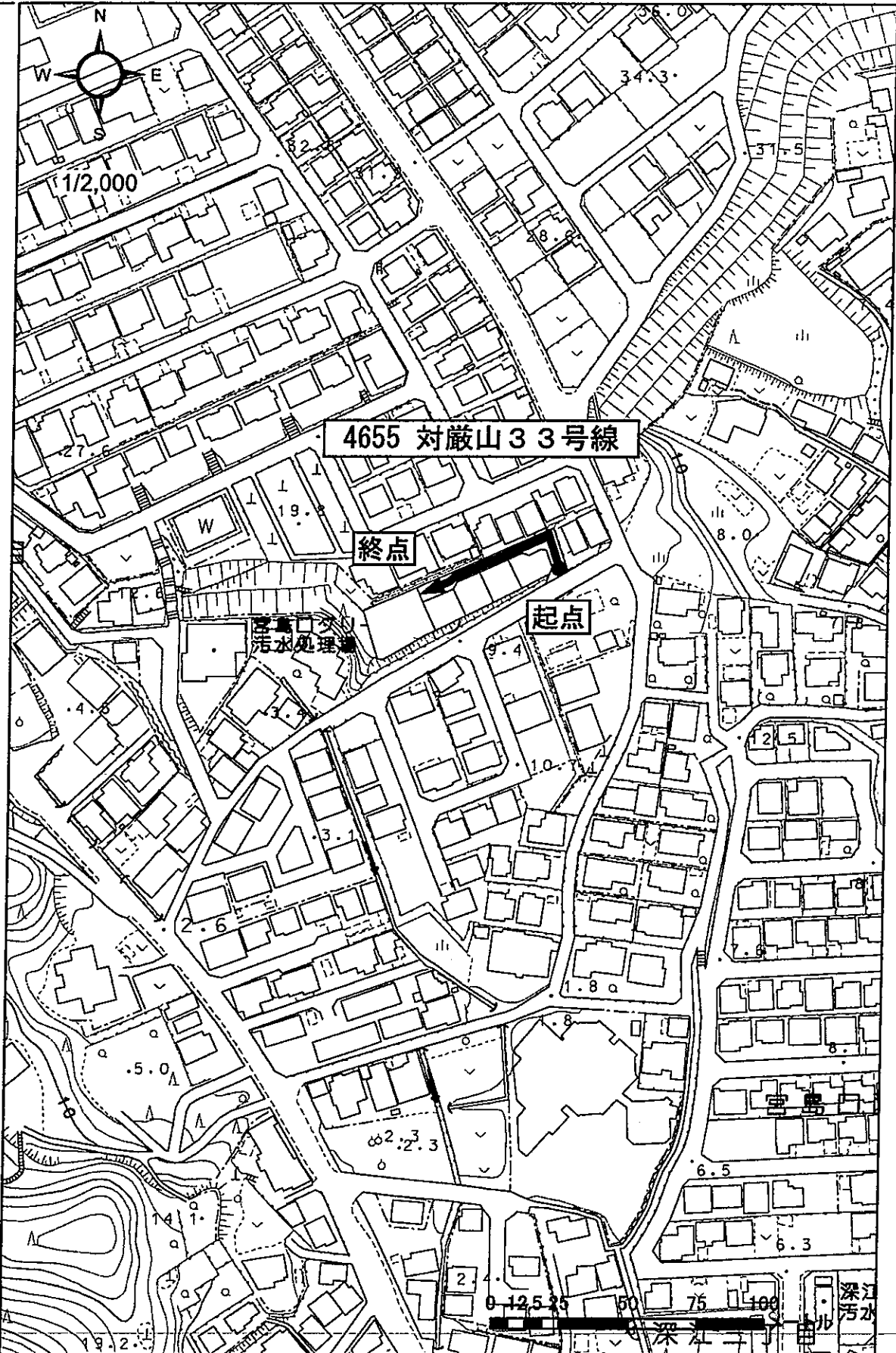
認定路線図 8



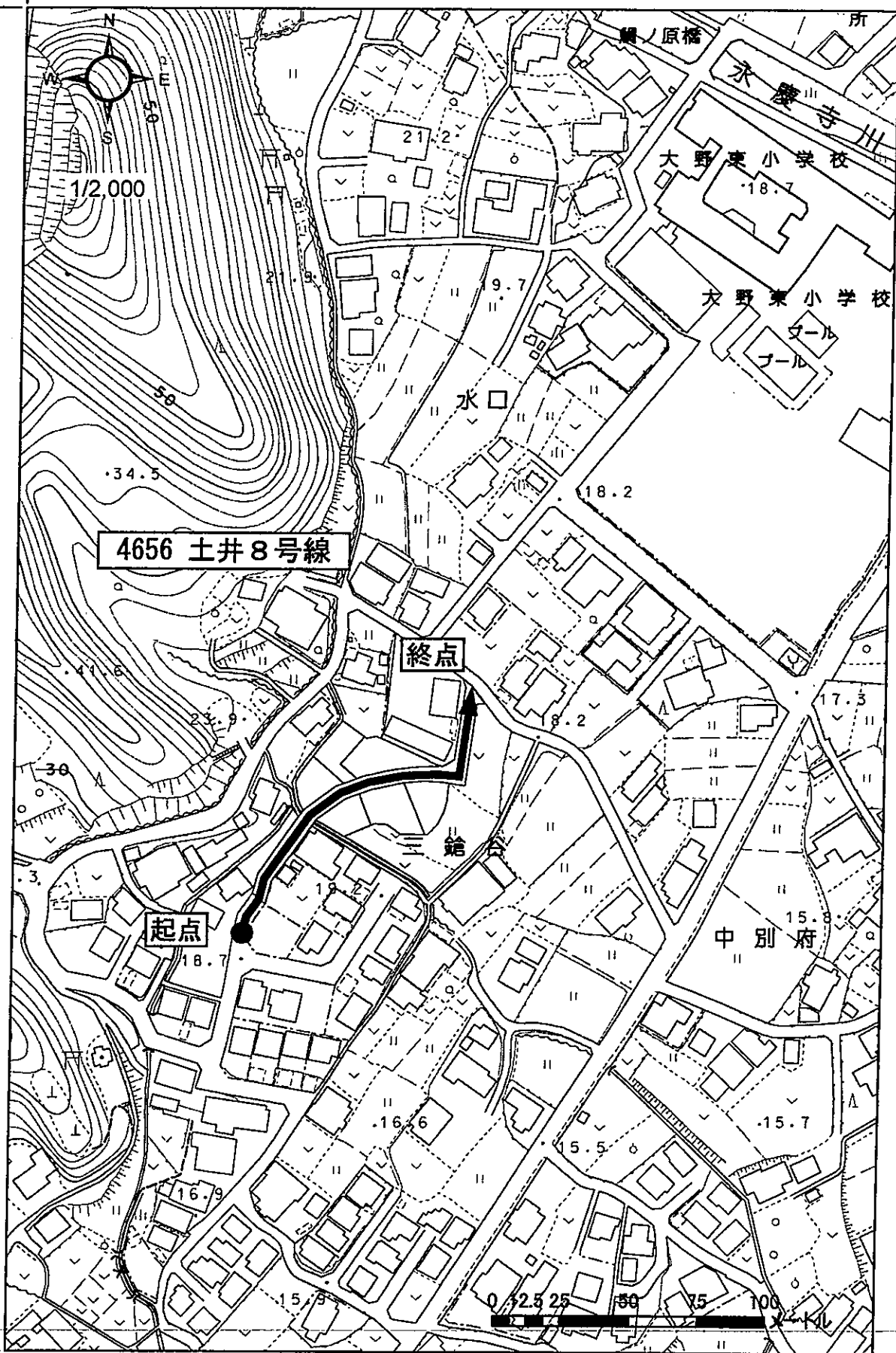
認定路線図 9



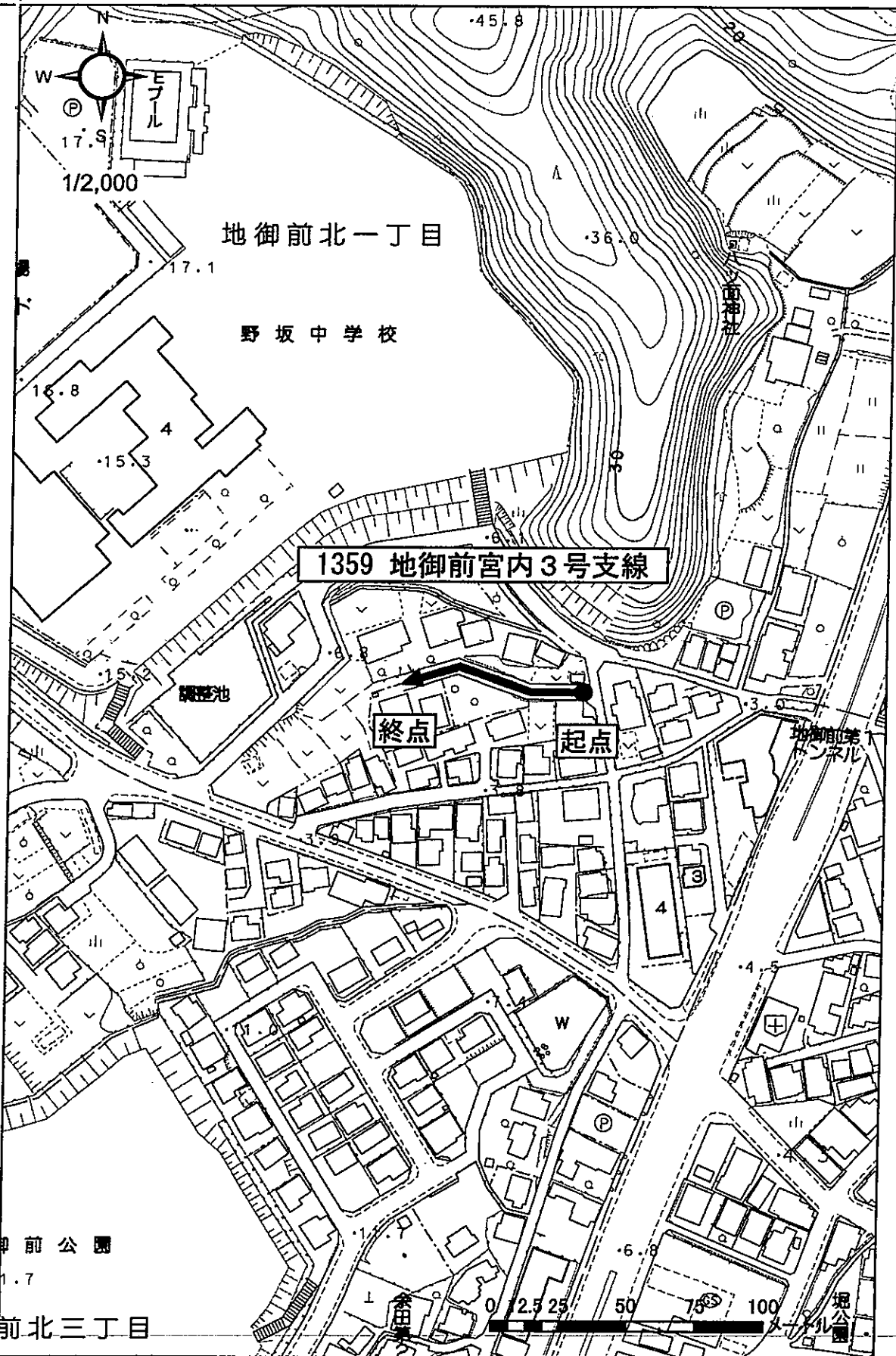
認定路線図 10



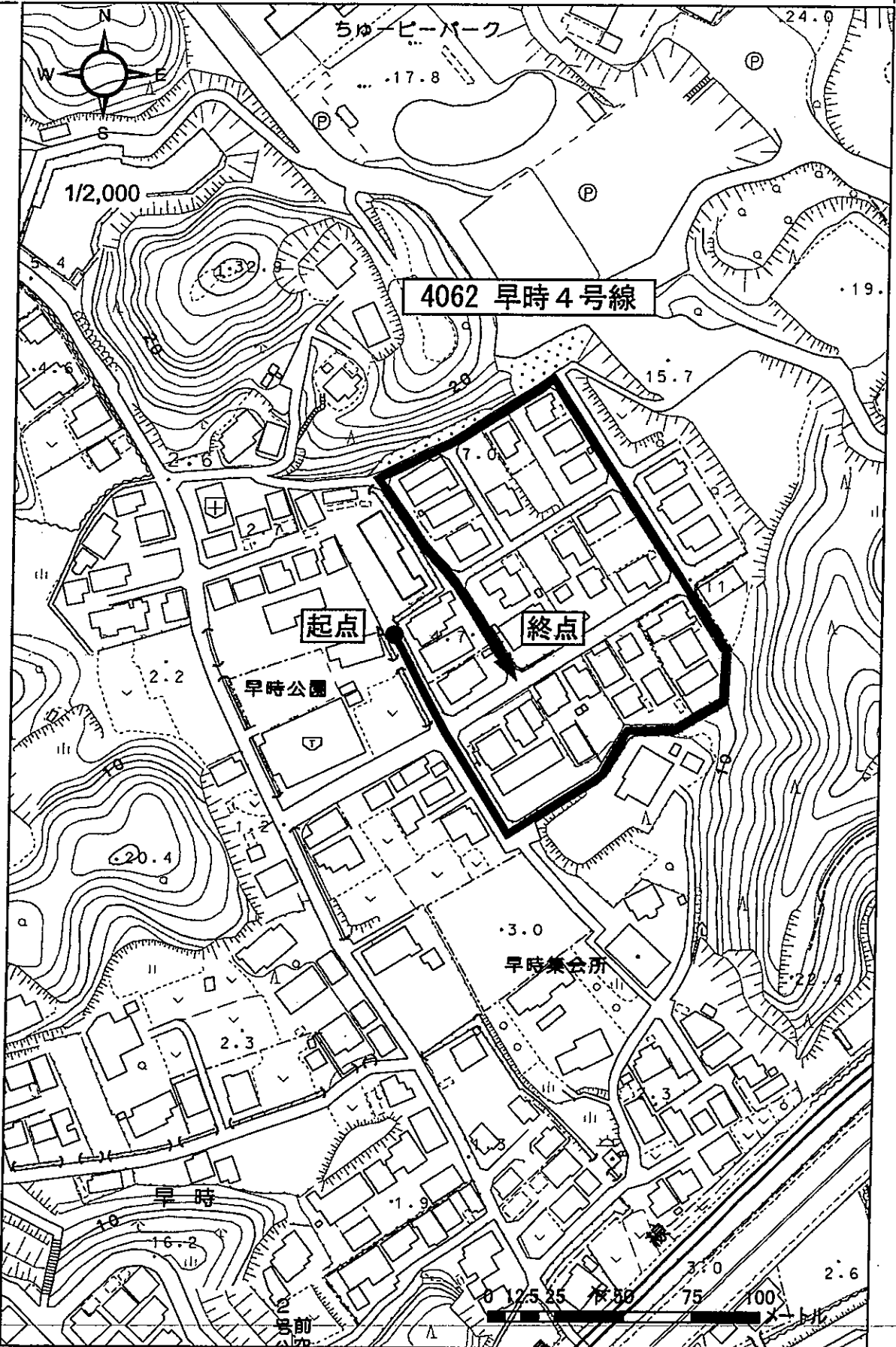
認定路線図 11



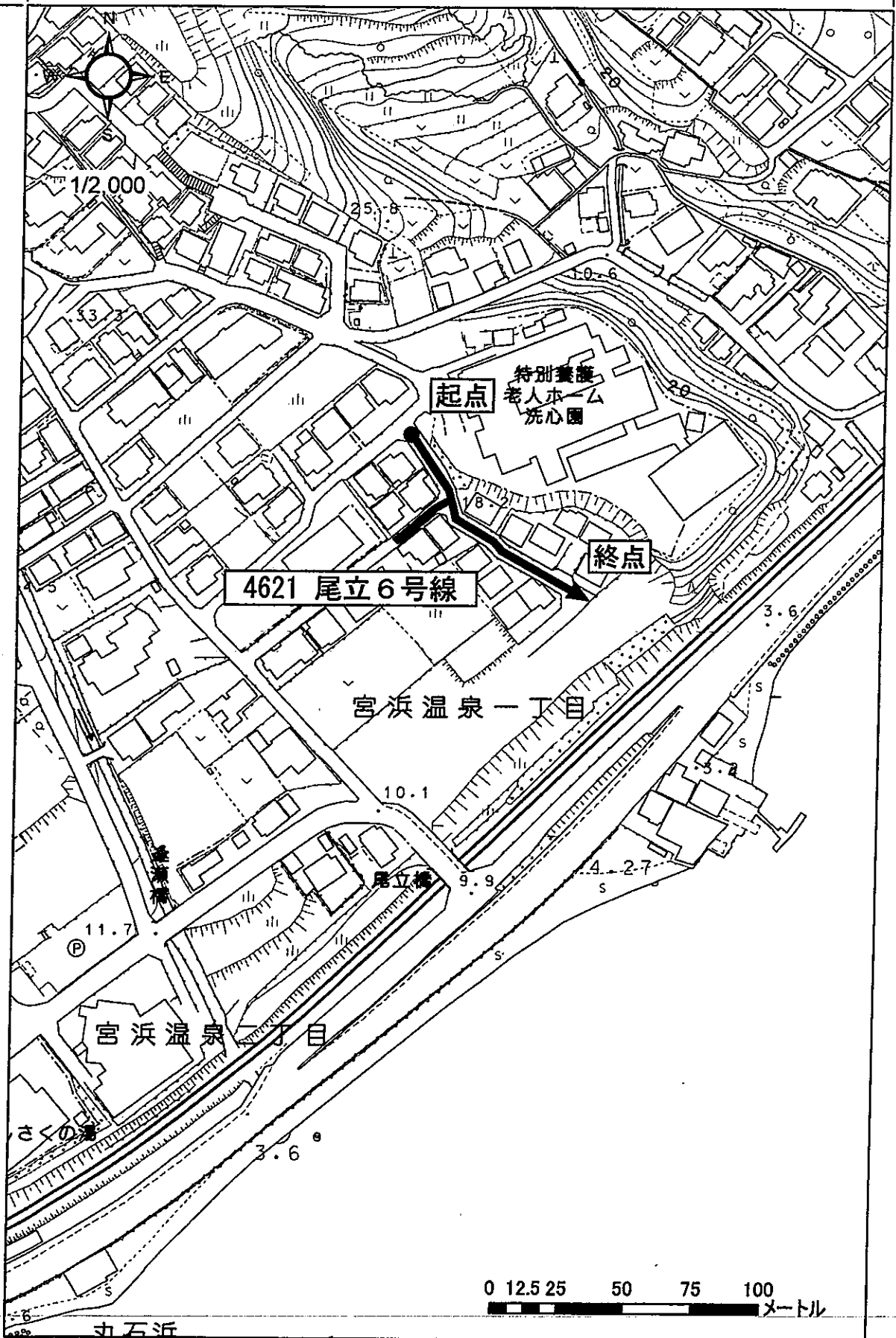
廃止路線図 1



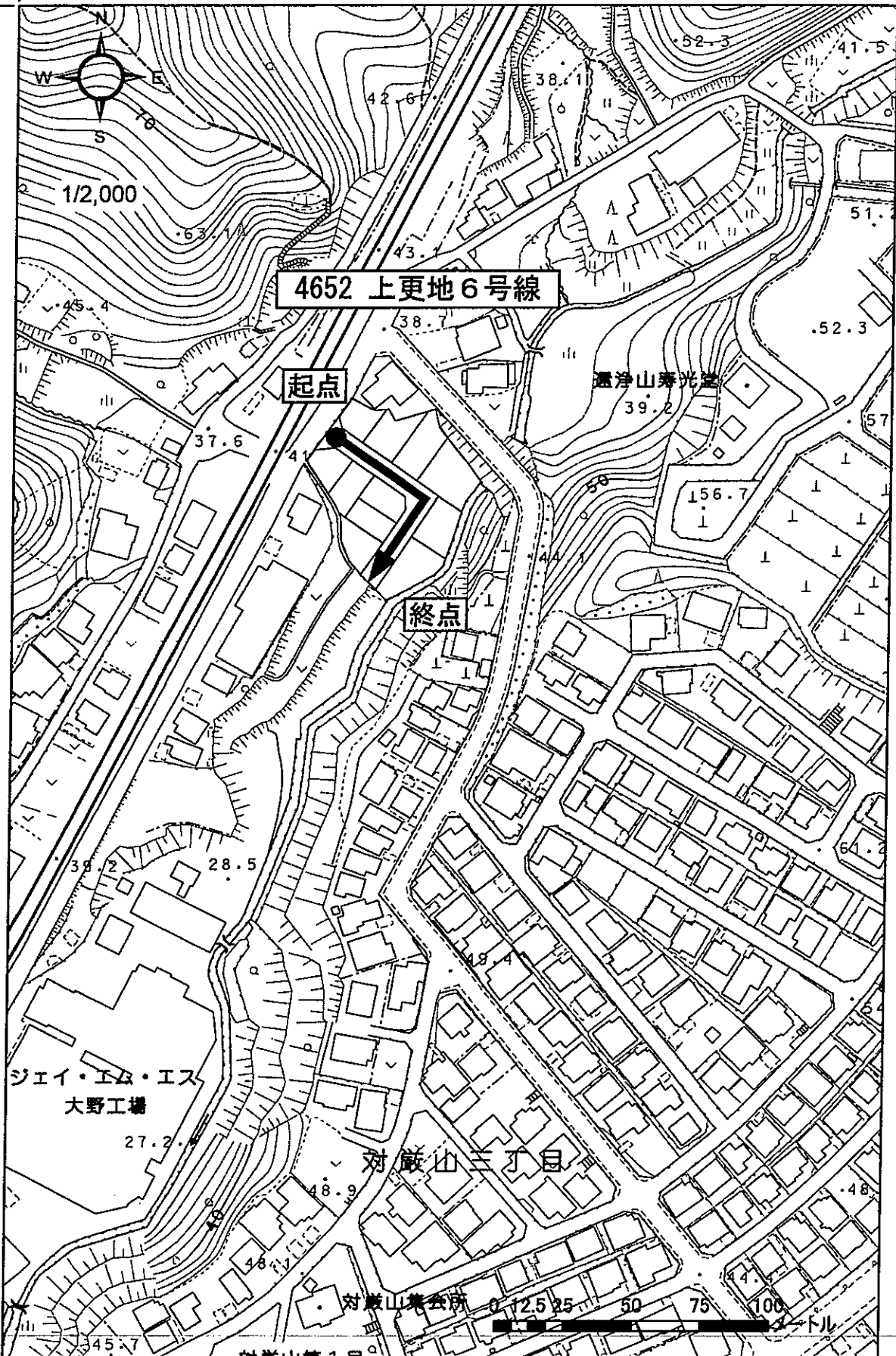
廃止路線図 2



廃止路線図 3



廃止路線図 4



(議案第66号)

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 院去幹雄委員は、平成28年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

院 去 幹 雄 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

水 中 誠 三

院 去 幹 雄

青 木 晴 美

2 根拠法令

地方公務員法

第9条の2

② 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(議案第67号)

廿日市市監査委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 識見を有する者のうちから選任された横山泉委員は、平成28年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

横 山 泉 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

横 山 泉

砂 田 麻佐文

2 根拠法令

地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とするものとする。

(諮問第1号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 兒玉宣明委員、前田幸子委員、宮本守委員及び正留律雄委員は、平成28年6月30日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

兒 玉 宣 明 (再任)

前 田 幸 子 (再任)

正 留 律 雄 (再任)

増 田 育 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 一 代

山 中 攻 治

藤 山 節 子

前 田 幸 子

石 社 京 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

宮 本 守

岡 崎 和 生

佐々木 三 郎

正 留 律 雄

白 築 京 子

西 田 弘 展

梅 本 光 子

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

